

**西東京市
第 3 次基本構想・基本計画案**

中間のまとめ

目 次

基本構想	1
1. 策定の趣旨	2
2. 計画のフレーム	3
3. 基本理念（わたしたちの望み）	4
4. 基本目標（目指すべき将来像）	6
5. まちづくりの課題と基本施策	10
6. 施策体系	22
基本計画（総論）	25
1. 計画の位置づけ	27
2. 計画の期間	27
3. 計画の指標	28
4. これまでの取組と評価	31
5. 今後のまちづくりに関する意見	38
6. 計画を推進するために	44
基本計画（各論）	49
基本目標 1 みんなでつくるまち	
基本施策 1 一人ひとりがいきいきと輝くまちを実現するために	51
基本施策 2 多様性を認め合う社会を構築するために	57
基本施策 3 市民とともに持続発展する自治体であるために	65
基本目標 2 子どもが健やかに育つまち	
基本施策 4 子どもがのびのびと成長するために	73
基本施策 5 安心して子どもを産み育てるために	79
基本施策 6 子どもの学びや生きる力を育むために	85
基本目標 3 笑顔で自分らしく暮らせるまち	
基本施策 7 人と地域がつながり安心して暮らすために	91
基本施策 8 いつまでも健康で元気に暮らすために	101

基本目標 4 環境にやさしい持続可能なまち

- 基本施策 9 暮らしの中で身近にみどりを感じるために…………… 109
- 基本施策 10 環境に配慮した持続可能な社会を構築するために…………… 115

基本目標 5 安全で安心して快適に暮らせるまち

- 基本施策 11 快適で魅力的な住みやすいまちで暮らすために…………… 123
- 基本施策 12 安全で安心して暮らすために…………… 131

基本目標 6 活力と魅力あるまち

- 基本施策 13 産業が活性化して活力のあるまちになるために…………… 137
- 基本施策 14 にぎわいのある魅力的なまちになるために…………… 143
- 基本施策 15 多様な学びと文化芸術・スポーツが息づくために…………… 147

基本構想

1. 策定の趣旨

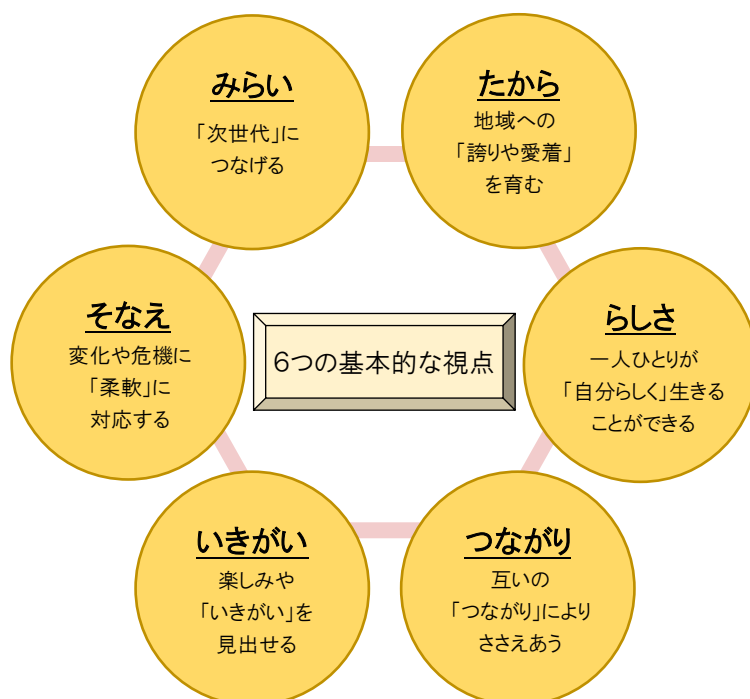
西東京市第3次基本構想は、新市誕生からのまちづくりを踏まえつつ、次の10年の目指すべき将来像を描き、その実現に向けたまちづくりの方向性を示すものです。

本市では平成29年に人口が20万人を超え、人口増加を続けていましたが、全国的な傾向に見られるように、今後緩やかに人口減少に転じることが予測されています。また、少子高齢化による人口構造の変化は着実に進行しており、将来的には65歳以上の高齢者の割合が3割を超える見込みです。

一方で、近年の自然災害の頻発・激甚化、地球規模の環境問題の深刻化や、デジタル社会の進展、テレワーク等による働き方の変化など、多様化する社会経済情勢等に的確に対応する必要があります。また、高齢化等に伴う社会保障費の増加や公共施設をはじめとする社会資本の老朽化への対応等、今後の行政需要、財政負担の増大は避けられない状況が予測されます。

そうした状況においても、本市が将来にわたって発展し、持続可能で自立した自治体となるためには、だれ一人取り残さない社会の実現を目指した国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の理念を念頭に置きつつ、一人ひとりが「このまちに住んでよかった」「このまちに住みたい」と思えるまちを創り、次世代に引き継いでいくことが必要です。

西東京市第3次基本構想の策定にあたり、市民とともに整理したこれからのまちづくりに求められる6つの基本的な視点を礎として、まちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、基本構想を行政運営における市の長期的なビジョンとして位置づけ、「西東京市第3次基本構想」を策定します。



2. 計画のフレーム

(1) 計画期間と目標年次

基本構想は、令和6（2024）年度を初年度とし、令和15（2033）年度を目標年次とします。

(2) 想定人口

令和15（2033）年度における想定人口は、おおむね20万4千人とします。

本市の人口は、昭和55（1980）年以降増加しはじめ、平成29（2017）年に20万人を超えた後も増加し続けていましたが、令和3（2021）年の206,067人をピークに、令和4年度はわずかに減少しました。令和9（2027）年までは20万5千人程度で横ばいの状態が続いた後、緩やかに減少に転じ、計画期間の最終年度である令和15（2033）年には204,268人になると推計されています。

【「西東京市人口推計調査報告書」（令和4年11月）より】

(3) 土地利用

本市は、武蔵野台地のほぼ中央にあり、東京都心の西北に位置し、東西4.8km南北5.6kmにわたり、面積は15.75㎢で、地形はほぼ平坦な地域です。

市内には、西武池袋線の2駅（保谷、ひばりヶ丘）と西武新宿線の3駅（東伏見、西武柳沢、田無）があり、区部に隣接するため都心にも近く、都市部周辺における良好な住宅地が形成されています。

土地利用にあたっては、公園・緑地のほか、農地等の保全・活用に取り組み、みどりと調和した良好な住環境の形成を図ります。

また、生活の拠点となる駅周辺などでは、地域の特性にあわせた土地利用や施設の誘導を図ります。

3. 基本理念（わたしたちの望み）

ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京

第1次及び第2次基本構想では、「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念としてまちづくりを進めてきました。基本理念に込めた、お互いを思いやり尊重できる「やさしさ」、人と人との「ふれあい」は、新市として誕生した西東京市に息づき、これまで育んできたわたしたちのまちづくりへの想いです。

これからもこのまちに暮らすわたしたちは、これまで大切にしてきた「やさしさ」や「ふれあい」を継承しつつ、身近に残る豊かな自然環境や歴史や文化芸術、安らぎを感じられる落ち着いた住環境を守り、だれもが住み続けたいと思える西東京市であることを願います。

一方、わたしたちの西東京市を取り巻く社会経済情勢はめまぐるしく変わりつつあります。将来にわたり市民が満足できる西東京市を創り上げるために、市民、市民活動団体、事業者や行政等のさまざまな主体がともに課題に向き合い、変化や危機に対して柔軟に対応していくことが求められています。

そのため、わたしたち一人ひとりが、西東京市の未来を「自分ごと」として捉え、主体的にまちづくりに関わり、責任を持って次世代へとつないでいく必要があると考えています。

このような想いから、第3次基本構想においては、

「ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京」

をわたしたちの望みとして、基本理念に掲げます。

ともにみらいにつなぐ

「ともに」

まちづくりに関わるさまざまな主体が、手を携えて協力している様子を表しています。

個の思いや力だけでなく、それぞれの立場や経験を活かし、協働することで、より多様化・複雑化する課題に対応していくことができます。

「みらいにつなぐ」

これまで守り育ててきた西東京市の良さを次世代に残していくことに加えて、さまざまな主体による取組が次世代にも引き継がれるよう、未来を担う子どもにまちづくりのバトンを渡していくことを表しています。

やさしさといこいの西東京

「やさしさ」

思いやりや助け合いの気持ちなど人の優しさや温かさだけでなく、一人ひとりが認められ大事にされる社会、地球環境への配慮ある行動、だれ一人取り残さない持続可能な社会など、深く多様な意味が込められています。

「いこい」

市の中心部に位置する西東京いこいの森公園やマスコットキャラクター「いこいーな」などに象徴されるように、わたしたちが大切に育ててきた言葉です。

都心に近いながらも、身近にみどりを感じられる環境や落ち着いた住環境の中で、心や体が休まり、人々の交流が生まれる憩いの場をこれからも守り育てていくことを表しています。

4. 基本目標（目指すべき将来像）

「ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京」という基本理念をかなえるために、めざすまちの姿として、6つの基本目標（目指すべき将来像）を掲げます。また、予測を超えた社会情勢の変化等に対しても柔軟な対応を図るための視点として、「基本目標実現のための体制づくり」を示します。

基本
理念

ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京

基本目標1
（協働・行財政）
みんなでつくるまち

基本目標2
（子ども・教育）
子どもが健やかに育つまち

基本目標3
（健康・福祉）
笑顔で自分らしく暮らせるまち

基本目標4
（みどり・環境）
環境にやさしい持続可能なまち

基本目標5
（都市基盤・安全）
安全で安心して快適に暮らせるまち

基本目標6
（産業・学び・文化芸術）
活力と魅力あるまち

<基本目標実現のための体制づくり>
分野横断的な連携+さまざまな主体との協働

<基本目標実現のための体制づくり>

社会経済情勢が変化し、行政需要が多様化・複雑化する中においては、分野ごとに掲げた基本目標を実現するための体制づくりが重要となります。

課題や変化に柔軟に対応するために、庁内各部署が分野を超えて組織横断的な連携を図るとともに、地域の力を活かし、市民や市民活動団体、事業者等のさまざまな主体との協働により課題を解決していきます。

基本目標1 みんなでつくるまち（協働・行財政）

多様化・複雑化する地域課題に取り組み、安心して暮らせるまちを創るためには、行政だけでなく、子ども・若者から高齢者までの多様な世代の市民や市民活動団体、事業者等のさまざまな主体が協力し、一人ひとりが互いに認め合い、自分らしく活躍することができる市民主体のまちづくりを進めていくことが大切です。

また、限られた行政資源（人員・財源等）の中で、さまざまな行政課題に対応し、行政サービスの維持・向上を図るには、行財政改革の推進や社会の変化に柔軟に対応できる組織づくりにより、持続可能で自立的な自治体経営を確立することが大切です。

そのため、公共施設の再編による人々が集える空間の創出やデジタル技術の活用による市民サービスの向上などを進めるとともに、さまざまな主体が積極的にまちづくりに参加できる機会の充実や、他者を尊重する意識の醸成などに取り組み、ともに地域を創る「**みんなでつくるまち**」を目指します。

基本目標2 子どもが健やかに育つまち（子ども・教育）

次世代を担う子ども一人ひとりが輝き、健やかに成長していくためには、個性が尊重され、社会の変化に応じた生きる力を身につけることができる環境づくりが大切です。

また、安心して子どもを産み育てることができ、子どもをだれ一人取り残さない社会を創るためには、家庭の状況に応じた伴走型の支援や困難を抱える子どもを早期に発見する仕組み、地域全体で子育て家庭を見守る体制づくりが必要です。

そのため、子どもの権利の尊重や居場所づくり、気軽に相談できる場の充実、子どもの発達段階等に応じた妊娠期からの切れ目のない支援体制の構築のほか、児童・生徒の個に応じた学校教育の充実等を図ることで、愛着を持っていつまでも住み続けたいと思える「**子どもが健やかに育つまち**」を目指します。

基本目標3 笑顔で自分らしく暮らせるまち（健康・福祉）

だれもが住み慣れた地域で健康で元気に暮らすためには、年齢や障害の有無等にかかわらず、一人ひとりが生きがいを感じながら、自分らしくいきいきと暮らすことが大切です。また、だれもが「支え手」にも「受け手」にもなり得ることから、子ども・若者から高齢者までの多様な世代が地域の中でつながり、それぞれが抱える多様な生活課題の解決に向けて取り組むことが重要です。

そのため、すべての人が「支え手」「受け手」という関係性を超えて、地域の中で人と人、人と資源が世代や分野を超えて支え合い、支援の必要な人が適切な支援を安心して受けられるための仕組みづくりを進めるとともに、健康づくりや生きがいづくりに取り組み、だれもが住み慣れた地域でいつまでも安心して「**笑顔で自分らしく暮らせるまち**」を目指します。

基本目標4 環境にやさしい持続可能なまち（みどり・環境）

本市には、農地、雑木林、屋敷林など、みどりを身近に感じることのできる武蔵野の面影が残っており、みどりと都市が共存する住環境は魅力の一つです。

これらのみどりは、暑さをやわらげ、暮らしに安らぎを与えるとともに、自然環境が有する多面的な機能を持つグリーンインフラを活用することで、地球温暖化の緩和や浸水対策、生き物の生息・生育空間の提供などが期待できます。

また、環境問題の深刻化に伴って地球温暖化を起因とする気象災害が発生していることから、一人ひとりが地球規模の環境問題に向き合い、省エネルギーに取り組むなど、環境に配慮した行動が大切です。

そのため、さまざまな主体が協働してみどりの保全・活用に取り組むとともに、次世代によりよい環境を残していけるよう、環境への負荷が少ない脱炭素社会や資源循環型社会の実現に向けた「**環境にやさしい持続可能なまち**」を目指します。

基本目標5 安全で安心して快適に暮らせるまち（都市基盤・安全）

都市と自然環境との調和のとれた良好な住環境を形成していくためには、安全で快適な道路の整備や交通環境の充実等の都市基盤の整備を進めていくことが大切です。

また、近い将来、発生が危惧される大規模地震や集中豪雨などの風水害による災害リスク、さらには、身近で発生し得る犯罪や交通事故など、わたしたちの安心・安全を脅かすリスクへの対策が必要です。

そのため、適切な土地利用の誘導、地域の特徴を活かしたまちづくりや駅周辺の拠点空間の整備、歩行者や自転車、自動車が安全で快適に通行できる幹線道路の整備、駅周辺への利便性の高い道路などの交通ネットワークの形成を推進していきます。

また、行政だけでなく、市民や市民活動団体、事業者等のさまざまな主体が一体となって「自助」、「共助」、「公助」の考えのもと、防災、防犯対策に取り組むことで、「**安全で安心して快適に暮らせるまち**」を目指します。

基本目標6 活力と魅力あるまち（産業・学び・文化芸術）

地域に根ざした産業振興を図るためには、市民や事業者がともに地域で産業を生み・育てていくとともに、持続可能な経営を支える仕組みづくりが大切です。

また、人々の交流やにぎわいにより地域全体を活性化するためには、いくつになっても学ぶことができ、身近なところで文化芸術などに触れ、気軽に体を動かすことができる環境づくりが必要です。

そのため、経営基盤の強化や起業・創業支援の充実、商店街の活性化の支援を図るとともに、地産地消や農地保全への取り組みを推進します。また、学習や学び直しをする機会の充実、文化芸術の振興、スポーツ・レクリエーション活動を気軽に取り組める環境づくりなど、一人ひとりが生きがいを持って暮らしを楽しめる、まちもひとともに元気になる「**活力と魅力あるまち**」を目指します。

5. まちづくりの課題と基本施策

基本理念の実現に向けた6つの基本目標を達成するために、基本構想の計画期間(10年間)に取り組むべきまちづくりの課題と基本施策を以下のとおり整理します。

基本目標1 みんなでつくるまち

多様化・複雑化する地域課題に取り組み、安心して暮らせるまちを創るためには、行政だけでなく、子ども・若者から高齢者までの多様な世代の市民や市民活動団体、事業者等のさまざまな主体が協力し、一人ひとりが互いに認め合い、自分らしく活躍することができる市民主体のまちづくりを進めていくことが大切です。

また、限られた行政資源(人員・財源等)の中で、さまざまな行政課題に対応し、行政サービスの維持・向上を図るには、行財政改革の推進や社会の変化に柔軟に対応できる組織づくりにより、持続可能で自立的な自治体経営を確立することが大切です。

そのため、公共施設の再編による人々が集える空間の創出やデジタル技術の活用による市民サービスの向上などを進めるとともに、さまざまな主体が積極的にまちづくりに参加できる機会の充実や、他者を尊重する意識の醸成などに取り組み、ともに地域を創る「**みんなでつくるまち**」を目指します。

まちづくりの課題

■ 地域課題の解決に向けた協働のまちづくりの推進

- ・価値観の多様化やライフスタイルの変化などにより、地域の課題も多様化・複雑化してきており、行政だけではすべての課題に対応することが難しい状況です。
- ・地域コミュニティの担い手の高齢化・固定化や、コミュニティの希薄化が懸念されています。
- ・市民活動団体をはじめとした地域の担い手の育成、若い世代の参画機会の創出・周知や、公民連携の推進など、地域に関わるすべての人たちが、地域課題を「自分ごと」として捉え、協働してまちづくりを進める必要があります。
- ・世界ではいまだ紛争問題が続いており、人権尊重と平和の大切さとともに、一人ひとりが相互に理解を深め、人と人、地域における助け合いの重要性が再認識されています。
- ・次世代を担う子どもや若者が自ら平和について考え、平和を尊ぶ意識の醸成を図ることが求められています。

■ 持続可能な行政運営の推進

- ・市税収入等については、回復の兆しが見られるものの、働き方の変化や物価高騰等による企業や雇用へ与える影響など、先行きが不透明な状況となっています。
- ・医療や介護などの社会保障関係経費の増大や多様化・複雑化する行政需要への対応など、財政の硬直化が危惧されています。
- ・限られた財源や資源をより有効活用するため、事業の優先順位や費用対効果の検証等による既存事業の見直しを図る必要があります。また、老朽化する公共施設の再編や適切な維持管理など、持続可能で安定的な行政運営を目指した取組が必要です。
- ・多様化・複雑化する行政需要に的確に対応できる職員の育成や組織づくりが必要です。
- ・社会全体のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に伴い、手続のオンライン化や情報システムの標準化、AI等の活用による業務効率化を図る必要があります。

【基本施策1】一人ひとりがいきいきと輝くまちを実現するために

多様化・複雑化する地域課題を「自分ごと」として捉え、子ども・若者を含め、様々な世代の市民や主体が主体的にまちづくりに関われるよう、参画の機会の充実を図り、地域課題の解決に向けて取り組む協働のまちづくりを進めます。

また、市民へ積極的に情報提供するなど加入促進を図り、地域コミュニティの活性化に取り組みます。

【基本施策2】多様性を認め合う社会を構築するために

だれもが、人種、国籍、性別、年齢、信条、社会的身分などによって偏見や差別を受けることなく、一人ひとりの人権が尊重され、互いに個性を認め合い、自分らしく個性と能力を發揮できる社会の実現に向けた取組を進めます。

そして、これまでに築き上げた平和な時代がこれからも続くよう、若い世代とともに平和について考える機会を設けるなど、意識醸成を図っていきます。

【基本施策3】市民とともに持続発展する自治体であるために

効果的で分かりやすい情報発信に努めるとともに、市民と行政との双方向のコミュニケーションを高めることで、行政の透明性の確保と開かれた市政を推進します。

また、AIやRPA等のデジタル技術の活用による市民サービスの向上や行政の業務効率化を進めるとともに、だれ一人取り残されないデジタル社会の実現に取り組みます。

そして、柔軟な組織づくりや長期的な視点で多岐にわたる行政課題に対応できる職員の育成に取り組むとともに、行財政改革や公共施設の再編を推進するなど持続可能で自立的な自治体経営をめざします。

基本目標2 子どもが健やかに育つまち（子ども・教育）

次世代を担う子ども一人ひとりが輝き、健やかに成長していくためには、個性が尊重され、社会の変化に応じた生きる力を身につけることができる環境づくりが大切です。

また、安心して子どもを産み育てることができ、子どもをだれ一人取り残さない社会を創るためには、家庭の状況に応じた伴走型の支援や困難を抱える子どもを早期に発見する仕組み、地域全体で子育て家庭を見守る体制づくりが必要です。

そのため、子どもの権利の尊重や居場所づくり、気軽に相談できる場の充実、子どもの発達段階等に応じた妊娠期からの切れ目のない支援体制の構築のほか、児童・生徒の個に応じた学校教育の充実等を図ることで、愛着を持っていつまでも住み続けたいと思える「子どもが健やかに育つまち」を目指します。

まちづくりの課題

■ 子どもにやさしいまちの実現

- ・子どもを取り巻く社会問題は、貧困、虐待、不登校、ヤングケアラー、いじめなど深刻となっています。
- ・子育て環境については、単身世帯や共働き世帯、要介護者のいる世帯の増加など、家族の形が多様化してきています。
- ・教育の現場では、国のGIGAスクール構想の推進による学び方の変化、学校が果たすセーフティネット機能の再認識など、学びの環境が大きく変化してきています。
- ・子どもをだれ一人取り残さない社会を構築することが求められています。
- ・子どもが意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を充実するとともに、子どもが気軽に相談できる環境づくりや、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動できる居場所づくりに取り組み、地域全体で子育て家庭を見守り支えていく仕組みづくりを進めます。
- ・いきいきと楽しく子育てを続けられるよう、妊娠期からの切れ目のない支援を受けられる環境整備が必要です。
- ・子ども一人ひとりが自らの希望や意思に基づいて選択し、人生をより豊かにしていくことができるよう、子どもの生きる力を育むことが重要です。
- ・学校教育とともに、学校と地域の連携による教育環境の向上や活力ある学校づくりを進めていく必要があります。

【基本施策4】 子どもがのびのびと成長するために

子どもが意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会の充実を図り、個性を尊重しあい、生きる力を身につけることができる環境づくりを進めます。

また、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動できる居場所づくりに取り組むとともに、困難を抱える子ども・若者の早期発見に努め、それぞれの状況や発達段階に応じた支援に取り組めます。

【基本施策5】 安心して子どもを産み育てるために

だれもが子どもを安心して産み、育てられるよう妊娠期からの切れ目ない支援を行います。

また、子育て家庭が孤立することがないように、気軽に交流・相談できる環境づくりや地域で見守る体制の構築など伴走型支援の充実を図るとともに、子どもの発達段階やライフステージに応じた包括的な支援の強化を図ります。

それらに加え、多様化する保育ニーズや家庭環境等に対応するため、幼児教育・保育の充実に取り組めます。

【基本施策6】 子どもの学びや生きる力を育むために

一人ひとりが個に応じたより良い学びを受けられるよう、教育内容の充実や教育環境の向上に取り組めます。

また、家庭、学校、地域、行政の連携を強化するとともに、他世代とのかかわりや地域社会とのつながりを促し、社会全体で子育て家庭を見守り、子どもを育む環境づくりを進めます。

基本目標3 笑顔で自分らしく暮らせるまち（健康・福祉）

だれもが住み慣れた地域で健康で元気に暮らすためには、年齢や障害の有無等にかかわらず、一人ひとりが生きがいを感じながら、自分らしくいきいきと暮らすことが大切です。また、だれもが「支え手」にも「受け手」にもなり得ることから、子ども・若者から高齢者までの多様な世代が地域の中でつながり、それぞれが抱える多様な生活課題の解決に向けて取り組むことが重要です。

そのため、すべての人が「支え手」「受け手」という関係性を超えて、地域の中で人と人、人と資源が世代や分野を超えて支え合い、支援の必要な人が適切な支援を安心して受けられるための仕組みづくりを進めるとともに、健康づくりや生きがいづくりに取り組み、だれもが住み慣れた地域でいつまでも安心して「笑顔で自分らしく暮らせるまち」を目指します。

まちづくりの課題

■ 地域共生社会と「健康」応援都市の実現

- ・今後10年間で少子高齢化が確実に進行していくものと考えられます

	令和4（2022）年	令和15（2033）年
14歳以下の年少人口	25,109人（12.2%）	22,037人（10.8%）
65歳以上の老年人口	49,710人（24.2%）	54,406人（26.6%）

《西東京市人口推計調査報告書（令和4年11月）》

- ・高齢になってもいつまでも元気に暮らしていけるまちを目指し、地域共生社会の実現に取り組む必要があります。
- ・地域共生社会の実現に向けては、市民の理解と関心を高めるとともに、だれもがその人にあった支援が受けられる包括的な支援体制を構築する必要があります。
- ・住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくことができるよう、人と人、人と地域がつながり、だれもが希望に応じて居場所と役割があり、活躍できる地域づくりが必要です。
- ・いつまでも元気に安心して暮らしていくために、一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりなどに取り組んでいくことが重要です。

【基本施策7】 人と地域がつながり安心して暮らすために

年齢や障害の有無にかかわらず、だれもがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域全体で見守り支えあえる地域共生社会の実現を進めます。

また、介護、子育て、生活困窮などの分野別の相談体制では解決に結びつかないくらしの困りごとに包括的に対応する支援体制の構築に取り組みます。

【基本施策8】 いつまでも健康で元気に暮らすために

一人ひとりが心身の健康を保つために、ライフステージに応じた主体的な健康づくりができるよう支援するとともに、地域全体で市民の健康を支える仕組みづくりを推進します。

また、だれもがそれぞれの経験やスキルを活かし、地域コミュニティの一員としていきいきと自分らしく活躍できるよう、就労や社会参加の機会の充実を図ります。

基本目標4 環境にやさしい持続可能なまち（みどり・環境）

本市には、農地、雑木林、屋敷林など、みどりを身近に感じることでできる武蔵野の面影が残っており、みどりと都市が共存する住環境は魅力の一つです。

これらのみどりは、暑さをやわらげ、暮らしに安らぎを与えるとともに、自然環境が有する多面的な機能を持つグリーンインフラを活用することで、地球温暖化の緩和や浸水対策、生き物の生息・生育空間の提供などが期待できます。

また、環境問題の深刻化に伴って地球温暖化を起因とする気象災害が発生していることから、一人ひとりが地球規模の環境問題に向き合い、省エネルギーに取り組むなど、環境に配慮した行動が大切です。

そのため、さまざまな主体が協働してみどりの保全・活用に取り組むとともに、次世代によりよい環境を残していけるよう、環境への負荷が少ない脱炭素社会や資源循環型社会の実現に向けた「環境にやさしい持続可能なまち」を目指します。

まちづくりの課題

■ みどりの保全と脱炭素社会への取組の強化

- ・宅地化が進み、みどりが減少傾向にあります。
- ・公園等の維持管理に対する人材や財源の確保が必要です。
- ・公園に求める市民ニーズが多様化しています。
- ・経済活動や日常生活に伴い排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの抑制が必要です。
- ・世代を問わず、環境に対する一人ひとりの環境への配慮と行動が大切です。
- ・生活様式の変化に伴い、家庭から排出されるごみが増加傾向にあります。

【基本施策 9】 暮らしの中で身近にみどりを感じるために

民間活力やボランティア等さまざまな主体と協働し、公園の維持管理や特徴のある公園づくり、農地保全・活用等により、身近なみどりを感じられるまちづくりに取り組めます。

また、街路空間や公共施設等の緑化に努め、みどりのネットワークを形成するとともに、グリーンインフラの導入により、地球温暖化の緩和や浸水対策などの防災・減災の向上を図ります。

【基本施策 10】 環境に配慮した持続可能な社会を構築するために

次世代を担う子どもによりよい環境を残せるよう、環境への意識醸成のための環境教育や普及啓発、温室効果ガスの削減などにより、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みを進めます。

また、良好な生活環境を維持するため、一人ひとりが環境へ配慮し、4Rやごみの削減、まちの環境美化に取り組むことで、環境にやさしい持続可能な循環型社会を構築していきます。

基本目標5 安全で安心して快適に暮らせるまち（都市基盤・安全）

都市と自然環境との調和のとれた良好な住環境を形成していくためには、安全で快適な道路の整備や交通環境の充実等の都市基盤の整備を進めていくことが大切です。

また、近い将来、発生が危惧される大規模地震や集中豪雨などの風水害による災害リスク、さらには、身近で発生し得る犯罪や交通事故など、わたしたちの安心・安全を脅かすリスクへの対策が必要です。

そのため、適切な土地利用の誘導、地域の特徴を活かしたまちづくりや駅周辺の拠点空間の整備、歩行者や自転車、自動車が安全で快適に通行できる幹線道路の整備、駅周辺への利便性の高い道路などの交通ネットワークの形成を推進していきます。

また、行政だけでなく、市民や市民活動団体、事業者等のさまざまな主体が一体となって「自助」、「共助」、「公助」の考えのもと、防災、防犯対策に取り組むことで、「安全で安心して快適に暮らせるまち」を目指します。

まちづくりの課題

■ リスクに備えた都市基盤の整備と防犯力の強化

- ・渋滞の解消や生活道路への通過車両の流入抑制を図るための体系的な道路ネットワークの形成が必要です。
- ・交通の円滑化、快適な歩行空間の確保や延焼遮断帯など、多様な機能を持つ都市計画道路の整備を進めてきましたが、未着手の都市計画道路も残っています。
- ・都市計画道路の整備とともに、連続立体交差化事業の推進が必要です。
- ・老朽化が進む都市基盤の計画的な更新や長寿命化に取り組みます。
- ・空き家対策を含め、だれもが安心して暮らせるまちづくりが必要です。
- ・バリアフリーの促進やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進する必要があります。
- ・近年の自然災害の頻発・激甚化、大規模な地震が発生するリスクの高まりなどから、防災・減災に関する取組は喫緊の課題となっています。
- ・近年では犯罪の手口が巧妙化・多様化し、だれもが被害者になりえます。

【基本施策 11】 快適で魅力的な住みやすいまちで暮らすために

みどりが感じられる魅力ある住環境を確保するとともに、地域の特色を活かしたにぎわいと交流があるまちづくりをめざします。

また、安全で歩きやすい道路ネットワークの形成や利便性の高い交通ネットワークの整備を推進するとともに、老朽化が進む都市基盤の計画的な更新、長寿化や、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりに取り組みます。

【基本施策 12】 安全で安心して暮らすために

雨水溢水対策や耐震化等を推進するとともに、それぞれが日頃から防災意識を高めつつ、地域における災害時の協力体制を強化することで、災害に強いまちづくりをめざします。

また、日々を安全に安心して過ごせるよう、警察などと連携し、防犯や消費者トラブル等の防止に努めるとともに、交通事故の抑制や交通マナーの向上等に取り組んでいきます。

基本目標6 活力と魅力あるまち（産業・学び・文化芸術）

地域に根ざした産業振興を図るためには、市民や事業者がともに地域で産業を生み・育てていくとともに、持続可能な経営を支える仕組みづくりが大切です。

また、人々の交流やにぎわいにより地域全体を活性化するためには、いくつになっても学ぶことができ、身近なところで文化芸術などに触れ、気軽に体を動かすことができる環境づくりが必要です。

そのため、経営基盤の強化や起業・創業支援の充実、商店街の活性化の支援を図るとともに、地産地消や農地保全への取り組みを推進します。また、学習や学び直しをする機会の充実、文化芸術の振興、スポーツ・レクリエーション活動を気軽に取り組める環境づくりなど、一人ひとりが生きがいを持って暮らしを楽しめる、まちもひととも元気になる「活力と魅力あるまち」を目指します。

まちづくりの課題

■ 地域に根ざした産業の振興と地域経済の活性化

- ・人々の生活様式の変化や物価高騰の影響などにより、消費者意識や行動にも大きく変化が見られ、本市の地域産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。
- ・市民の農業・農地への関心が高まる一方、後継者不足などにより、市内の農地や農業者数は減少しています。
- ・商店の廃業などによる空き店舗の増加や宅地化、近隣地域への大型店舗の進出など、商店街を取り巻く状況は厳しくなっています。
- ・地域のにぎわいや活性化を図るためには、地域の特色を活かした魅力ある商店街づくりへの支援が必要です。
- ・中小企業が今後も事業を継続するために、経営環境の向上のための支援や市内外へのアピール、事業者間のマッチングなどが求められています。
- ・地域に根ざした産業の振興、新たな産業や人材の育成を目指し、事業の継続、起業・創業支援の取組の充実を図るとともに、多様な働き方を可能とする環境の整備が必要です。

■ まちの魅力の向上と内外に向けた情報発信の強化

- ・地域資源として、下野谷遺跡などの文化財や屋敷林の景観、東大生態調和農学機構の農場や演習林などだけではなく、NPOや市民活動、スポーツや芸能活動に関わる人など、豊かな人材をあわせ持っています。
- ・さまざまな情報発信方法を使った積極的なシティプロモーションを推進していく必要があります。
- ・生涯にわたって健康で生きがいのある人生を送るために、多様な学習機会や文化芸術、スポーツ活動に親しめる環境づくりが求められています。
- ・人生100年時代においては、地域で学び続ける環境や学び直しの機会が求められています。

【基本施策13】 産業が活性化して活力のあるまちになるために

地域にヒト・モノ・カネ・情報の好循環を生み出すために、創業支援や創業後の事業継続支援の充実を図ります。

また、空き店舗等の資源の活用や一店逸品事業など地域の購買力向上を促進するとともに、事業者間の交流やネットワークづくり、産学公の連携促進、農産物のPRや商店街の魅力づくりなど、市民や事業者がともに地域で産業を生み・育てるまちづくりを進めていきます。

【基本施策14】 にぎわいのある魅力的なまちになるために

下野谷遺跡や屋敷林、東大生態調和農学機構の農場や演習林などの物的資源だけでなく、さまざまな活動に関わる人々など、幅広く豊かな地域資源の魅力を再認識するとともに、新たな地域資源を発掘し、これらの地域資源の利活用を促進します。

また、多様な媒体を活用した積極的なシティプロモーション行っています。

【基本施策15】 多様な学びと文化芸術・スポーツが息づくために

多様化するニーズに応えられるよう、生涯学習環境の整備や主体的な学びの機会の充実に取り組みます。

また、だれもが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組める環境づく理を進めるとともに、歴史や文化芸術を身近に感じられるよう、文化芸術活動の振興と文化財の保護に取り組みます。

6. 施策体系

基本目標	基本施策	施策
基本目標1 みんなで つくるまち	基本施策1 一人ひとりがいきいきと輝く まちを実現するために	1-1 市民主体のまちづくりの推進
		1-2 協働のまちづくりの推進
	基本施策2 多様性を認め合う社会を構築 するために	2-1 人権と平和の尊重
		2-2 多文化共生の推進
		2-3 男女平等参画社会の推進
	基本施策3 市民とともに持続発展する 自治体であるために	3-1 開かれた市政の推進
		3-2 持続可能な自治体の経営
		3-3 人にやさしいデジタル化の推進
	基本目標2 子どもが 健やかに 育つまち	基本施策4 子どもがのびのびと成長する ために
4-2 子どもの育ちの支援		
基本施策5 安心して子どもを産み育てる ために		5-1 子育て支援の充実
		5-2 幼児教育・保育の充実
基本施策6 子どもの学びや生きる力を 育むために		6-1 学校教育の充実
		6-2 学校と地域の連携による教育環境の充実
基本目標3 笑顔で 自分らしく 暮らせるまち	基本施策7 人と地域がつながり安心して 暮らすために	7-1 地域福祉の推進
		7-2 高齢者福祉の充実
		7-3 障害者福祉の充実
		7-4 社会保障制度の運営
	基本施策8 いつまでも健康で元気に 暮らすために	8-1 健康づくりの推進
		8-2 高齢者の社会活動や生きがいづくりの充実
		8-3 障害者の社会参加の推進

基本目標	基本施策	施策
基本目標4 環境にやさしい持続可能なまち	基本施策9 暮らしの中で身近にみどりを 感じるために	9-1 みどりの保全・活用
		9-2 みどりの空間の創出
	基本施策10 環境に配慮した持続可能な 社会を構築するために	10-1 ゼロカーボンシティの推進
		10-2 循環型社会の構築
		10-3 生活環境の維持
基本目標5 安全で安心して快適に暮らせるまち	基本施策11 快適で魅力的な住みやすい まちで暮らすために	11-1 住みやすい住環境の整備
		11-2 体系的な道路ネットワークの整備
		11-3 人と環境にやさしい交通環境の整備
	基本施策12 安全で安心して暮らすために	12-1 災害や地域の危機に強いまちづくりの推進
		12-2 防犯・交通安全の推進
基本目標6 活力と魅力あるまち	基本施策13 産業が活性化して活力のある まちになるために	13-1 産業の振興
		13-2 起業・創業支援の充実
	基本施策14 にぎわいのある魅力的なまち になるために	14-1 まちの魅力の創造
		15-1 生涯学習環境と主体的な学びの機会の充実
		15-2 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進
	基本施策15 多様な学びと文化芸術・スポ ーツが息づくために	15-3 文化芸術の振興と文化財の保護

基本計画（総論）

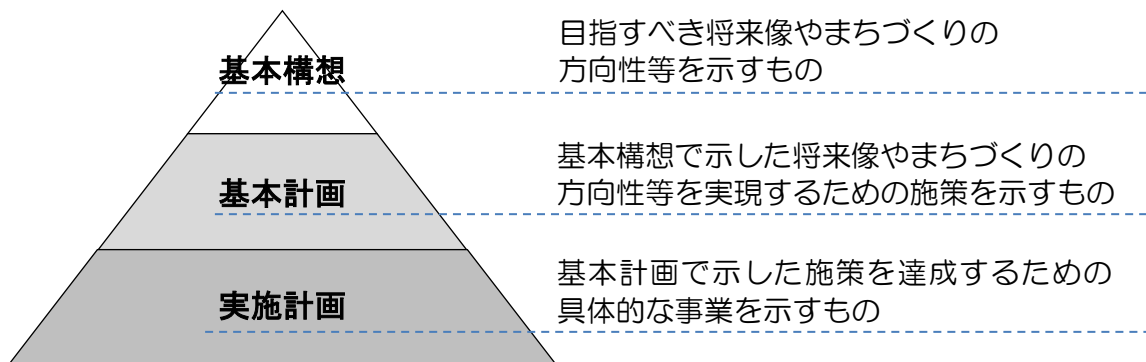
1. 計画の位置づけ

この基本計画は、基本構想で示した基本理念と基本目標を実現するため、施策の具体化・体系化を図り、各分野における現状と課題、目標や成果指標を示した上で、取組内容を明らかにするものです。

また、各行政分野における個別計画の整合性を図るための指針となるものです。

なお、本計画で示した施策体系に基づき、具体的な事業計画として、毎年度3か年を期間とする実施計画を別に策定し、財政の裏づけを持って計画された事業を実行していきます。

基本構想、基本計画、実施計画の関係は次の図のようになります。



2. 計画の期間

基本計画の期間は、基本構想に基づき、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とします。なお、令和11（2029）年度からの後期5年間の開始にあたっては、社会経済情勢の変化や基本計画事業の実施状況、行政評価の結果、新たな市民ニーズなどを踏まえて見直しを行うこととします。

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
基本構想	→									
基本計画	→									
						■	■	■	■	■
						後期基本計画（見直し）				
実施計画	→			(3か年を計画期間として毎年度策定)						

3. 計画の指標

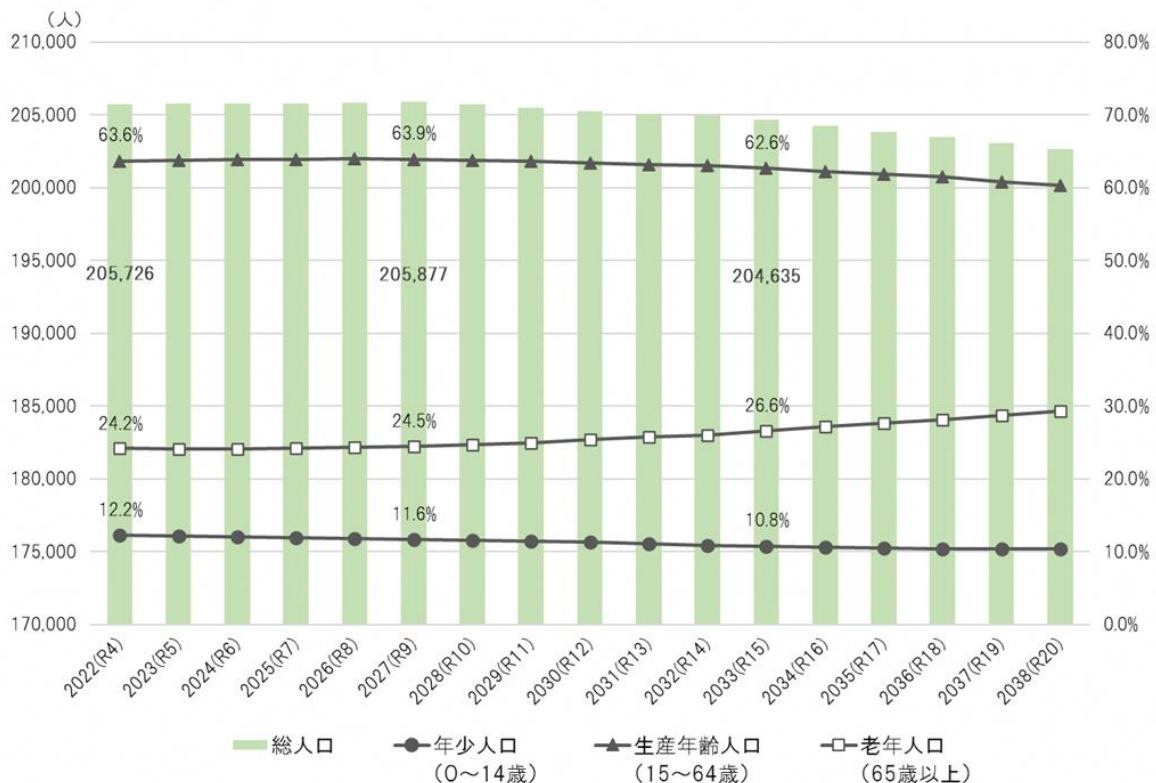
(1) 人口の推移

令和 24 (2042) 年までの本市の人口は、「西東京市人口推計調査報告書」(令和 4 年 11 月) で推計しています。この推計調査は、修正コーホート要因法を用い、平成 29 (2017) 年度から令和 3 (2021) 年度の 5 年間における大規模住宅開発による転入の影響を除外した上で、今後の宅地化の動向を踏まえると、一定期間は近年の社会動態(社会増)を維持した後、社会動態(社会増)が減少し、それが持続していくと仮定しています。

調査報告書によれば、本市の人口は令和 9 (2027) 年までは横ばいの状態が続き、令和 9 (2027) 年に 205,877 人になった後、緩やかに減少に転じ、この計画の目標年度(令和 15 (2033) 年度)における人口は、204,635 人になると想定されます。

年齢 3 区分ごとの傾向をみると、年少人口(0~14 歳)は、令和 4 (2022) 年の 25,109 人(総人口比 12.2%)が、令和 15 (2033) 年には 22,037 人(総人口比 10.8%)となる見込みです。生産年齢人口(15~64 歳)は、令和 4 (2022) 年の 130,907 人(総人口比 63.6%)が、令和 15 (2033) 年には 128,192 人(総人口比 62.6%)となる見込みです。老年人口(65 歳以上)は増加傾向にあり、令和 4 (2022) 年の 49,710 人(総人口比 24.2%)が、令和 15 (2033) 年には 54,406 人(総人口比 26.6%)となる見込みです。

図表 西東京市の将来推計人口



資料：西東京市人口推計調査報告書(令和 4 年 11 月)

(2) 財政フレーム

【市の財政状況】

(※最新の財政状況に基づき作成予定)

【財政フレーム推計の考え方】

基本計画期間中（令和6（2024）年度～令和15（2033）年度）の財政フレームは、社会経済情勢の変化、国や東京都の行財政の動向、本市における財政収支の推移や指標、人口推計などを勘案して推計します。

また、毎年度策定する実施計画において、社会経済情勢や行財政制度の変化に応じた改定を行い、財政計画の実効性を確保していきます。

① 主な歳入について

(ア) 市税

個人・法人市民税、固定資産税、都市計画税などの税金です。

(イ) 地方交付税

自治体間の財源の不均衡を調整するために、一定の基準に基づいて国から交付されるもので、普通交付税と特別交付税があります。

(ウ) 国庫支出金・都支出金

国や東京都からの補助金・負担金などです。

(エ) 繰入金

主に基金の取り崩し額です。基金の取り崩しについては、主要事務事業等の個別要因や歳入歳出の収支状況などを見込んで算出します。

(オ) 市債

建設事業などの財源となる借入金です。

② 主な歳出について

(ア) 人件費

特別職や議員、一般職の給料などです。

(イ) 物件費・扶助費・補助費

物件費とは、旅費、委託料、備品購入費などの経費です。

扶助費とは、生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいて被扶助者に対して支出する経費です。

補助費とは、さまざまな団体などへの負担金や補助金などです。

(ウ) 公債費

市債の元金、利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。

(エ) 繰出金

主に一般会計から特別会計に繰り出すものです。

(オ) 投資的経費

道路、橋、学校などの建設や災害復旧にかかる経費です。

(3) 財政見通し

基本計画期間中（令和6（2024）年度～令和15（2033）年度）の財政見通しは次のとおりです。



財政見通しのグラフ

4. これまでの取組と評価

(1) 策定経緯

第2次総合計画（計画年次「平成26年度～令和5年度」）では、わたしたちの望み（基本理念）として「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を掲げ、その実現に向けたまちづくりを推進してきました。

平成31（2019）年3月には、前期5年間を総括し、社会経済情勢の変化や事業の実施状況、市民ニーズなどを踏まえ、第2次総合計画（後期基本計画）を策定しました。

(2) 主な取組及び評価

第2次総合計画（後期基本計画）で実施した取組については、市民意識調査（令和3年度実施）における施策に対する市民満足度及び成果指標の達成度を活用し、令和4（2022）年度に施策評価を実施しました。

◇市民意識調査

西東京市住民基本台帳に登録された18歳以上の男女の中から、人口構成比を配慮した上で5,000人を無作為抽出し、実施しました。

平成27年度：回収数2,007票（回収率40.1%）、有効回答数2,004票（有効回収率40.1%）

平成29年度：回収数2,191票（回収率43.8%）、有効回答数2,188票（有効回収率43.8%）

令和3年度：回収数2,444票（回収率48.9%）、有効回答数2,443票（有効回収率48.9%）

■みんなでつくるまちづくり

成果指標の達成度（令和4年度 西東京市施策評価報告書より）

施策	成果指標	単位	目標値	令和元年度 実績値	令和3年度 実績値
み1-1	自治会・町内会等の加入世帯数	世帯	20,186	20,135	20,090
	ふれあいのまちづくり地域活動拠点の利用登録団体数	団体	100	86	(72)
	ふれあいのまちづくり地域活動拠点の延べ利用者数	人	18,000	15,813	(5,482)
	ふれあいのまちづくり地域活動拠点の延べ利用回数	回	4,000	2,731	(1,025)
	地域協力ネットワークの設立数/参加団体数	団体	4/128	3/112	3/148
	市民交流施設の利用件数	件	25,000	20,302	(17,501)
	市民交流施設の利用人数	人	250,000	207,011	(137,074)
	ボランティア・市民活動センター登録者数	人	700	513	(431)
み1-2	企業・大学・NPOなどとの協働事業数	件	160	156	(98)
み2-1	人権や平和に関する啓発活動・学習活動への参加者数	人	1,750	1,203	(15)
	「人権と平和の尊重」の取組に対する満足度	%	24.6	-	19.7
み2-2	多文化共生に関するボランティア数	人	455	353	(322)
	外国籍市民への情報提供数	情報	53	52	61
み2-3	「男女平等参画社会の推進」の取組に対する女性の満足度	%	19.8	-	16.0
	男女平等推進センター「ハリテ」登録団体数	団体	23	19	20
	女性相談件数	件	550	469	(360)
	配偶者等から暴力を受けたときに、市の相談窓口にご相談した人の割合	%	3.0	-	
み3-1	市ホームページの閲覧数	件	21,123,000	21,846,524	(34,004,892)
	電子化された行政手続の件数	件	34	13	14
	マイナンバーカードの交付枚数	枚	78,000	43,798	102,701
	市内の公衆無線LAN設置箇所数	拠点	20	4	7
	オープンデータ化した行政情報の件数	データセット	14	5	6
み3-2	経常収支比率	%	90.0	95.1	(89.5)
	「第4次行財政改革大綱アクションプラン」に基づく実施項目の進捗率	%	80.0	67.4	(52.3)

施策に対する市民満足度（市民意識調査（令和3年度実施）より）

施策	施策別の満足度			平成27年度と 令和3年度の比較	
	平成27年度	平成29年度	令和3年度		
みんなでつくるまちづくり					
み1-1	市民主体のまちづくりの推進	12.1%	18.2%	17.3%	7施策すべてで 市民満足度が 向上しています。
み1-2	協働のまちづくりの推進	9.2%	14.6%	13.3%	
み2-1	人権と平和の尊重	14.4%	19.5%	19.7%	
み2-2	国際化の推進	11.3%	14.0%	14.5%	
み2-3	男女平等参画社会の推進	12.5%	16.0%	16.0%	
み3-1	開かれた市政の推進	39.6%	42.0%	44.5%	
み3-2	健全な自治体の経営	17.4%	20.6%	19.7%	

【評価】

※今後、施策評価の結果を整理し、記載します。

■創造性の育つまちづくり

成果指標の達成度（令和4年度 西東京市施策評価報告書より）

施策	成果指標	単位	目標値	令和元年度実績値	令和3年度実績値
創1-1	青少年育成会における地域活動への小中学生参加人数	人	22,075	15,032	(3,978)
	「地域における子どもの居場所づくり」に対する満足度(子どもがいる市民)	%	47.2	-	31.8
	子どもの権利擁護委員への相談件数	件	70	34	77
創1-2	「出産・育児などの子育て支援環境の充実」に対する市民満足度(子どもがいる市民)	%	45.6	-	35.3
	保育施設の待機児童数	人	0	108	36
	学童クラブの定員超過率	%	122.5%から下げる	122.8	128.5
	合計特殊出生率	-	1.28から上げる	1.23	
創1-3	地域教育協力者活用事業数	事業	268	281	(200)
	都の学力調査において下位層(C・D層)となった西東京市の児童・生徒の割合	%	小学校:41.9 中学校:35.0	43.9 40.4	-
	スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における体力合計点(小学校)	点	男子:57.2 女子:58.7	54.3 56.8	(44.5) (45.5)
	スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における体力合計点(中学校)	点	男子:45.1 女子:53.0	41.3 50.4	(39.6) (46.5)
	スクールソーシャルワーカーの活動実績	回	1,250	1,380	(3,058)
	学校施設更新の実施件数(累計)	件	6	5	7
創2-1	公民館事業への参加者数	人	25,000	19,560	(7,675)
	図書館資料の貸出者数	人	938,700	834,030	(705,824)
	日常何らかの生涯学習に取り組んでいる市民の割合	%	65.0	-	
創2-2	スポーツ施設利用者数	人	799,651	715,934	(488,522)
	スポーツ施設利用団体数	団体	3,017	2,210	(593)
	総合型地域スポーツクラブの会員数	人	1,699	1,360	(1,248)
	「スポーツ活動・イベント機会や施設整備の充実」に対する市民満足度	%	38.3	-	(27.8)
創2-3	文化ボランティアの人数	人	518	630	(259)
	文化ボランティアの活動延べ回数	回	62	61	(41)
	郷土資料室への年間入場者数	人	3,000	2,269	(2,236)
	市民文化祭の来場者数	人	13,000	11,203	(2,730)
	市民文化祭の参加者数	人	3,500	2,943	(1,263)
	文化財の指定等に向けた調査・検討件数	件	5	4	4

施策に対する市民満足度（市民意識調査（令和3年度実施）より）

施策	施策別の満足度			平成27年度と 令和3年度の比較	
	平成27年度	平成29年度	令和3年度		
創造性の育つまちづくり					
創1-1	子どもの参画の推進	14.4%	23.0%	21.0%	6施策中4施策で 市民満足度が 向上しています。
創1-2	子育て支援の拡充	14.6%	21.3%	21.6%	
創1-3	学校教育の充実	14.2%	20.3%	21.5%	
創2-1	生涯学習環境の充実と主体的な学びの促進	20.6%	26.0%	32.9%	
創2-2	生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進	28.7%	33.5%	27.8%	
創2-3	文化芸術活動の振興	29.8%	35.6%	29.0%	

【評価】

※今後、施策評価の結果を整理し、記載します。

■笑顔で暮らすまちづくり

成果指標の達成度（令和4年度 西東京市施策評価報告書より）

施策	成果指標	単位	目標値	令和元年度実績値	令和3年度実績値
笑1-1	地域福祉推進員(ほっとネット推進員)の登録者数	人	520	388	(413)
	福祉サービス第三者評価の受審事業所数	事業所	90	75	(55)
	地域福祉コーディネーター相談件数	件	1,749	888	(1,402)
笑1-2	ささえあい協力員・ささえあい訪問協力員の登録者数	人	2,300	1,735	(1,812)
	地域包括支援センターの認知度	%	58.4	50.7	
	在宅療養連携支援センター延べ相談件数	件	269	199	(162)
	要介護認定者のうち在宅で過ごす人の割合	%	81.2	78.0	(78.3)
	自立している高齢者の割合	%	75.3	79.1	(78.4)
笑1-3	グループホーム等の利用者人数	人	316	234	294
	地域活動支援センターの登録者数	人	310	313	(297)
	地域活動支援センターの利用延べ人数	人	13,300	13,070	(7,686)
	地域活動支援センターの相談延べ件数	件	10,400	12,004	(11,990)
	放課後等デイサービスの利用者数	人	664	313	(330)
笑1-4	「社会保障制度の運営」の取組に対する市民満足度	%	21.5	-	17.8
	生活困窮者自立支援の取組により就労を開始した人数	人	48	43	(57)
笑1-5	「暮らしの相談機能の充実」の取組に対する市民満足度	%	23.0	-	19.4
	消費生活相談件数	件	1,100	1,405	1,230
笑2-1	がん検診の受診率	%	各検診受診率の増減の合計が10% 【平成29年度実績】 胃がん 5.5 乳がん 25.6 子宮頸がん 19.0 肺がん 6.7 大腸がん 31.0	胃がん 4.7 乳がん 24.7 子宮頸がん 18.4 肺がん 5.9 大腸がん 28.6	
	健康教育(講座)の参加者数	人	1,550	807	(1,008)
	メタボリックシンドロームの該当者・予備群の割合	%	該当者 17.5 予備群 11.1 から下げる	該当者 18.0 予備群 11.0	(該当者 19.8) (予備群 11.6)
	適正体重を維持している人の割合	%	一般健診 68.6 特定健診 68.3 から上げる	一般健診 67.6 特定健診 67.5	(一般健診 65.3) (特定健診 65.9)
	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒する人の割合	%	25.2% から下げる	24.9	(24.5)
	喫煙をする人の割合	%	13.6% から下げる	12.9	(12.1)
	睡眠で十分に休養が取れている人の割合	%	74.3% から上げる	74.5	(76.1)
笑2-2	高齢者生きがい推進事業への参加者数(延べ)	人	11,000	10,556	(5,104)
	介護支援ボランティアのポイント付与延べ人数	人	490	406	(226)
笑2-3	就労援助事業に登録して一般就労した人数	人	247	259	333
	障害者(児)スポーツ事業への参加者延べ数	人	508	406	(125)
	就労定着支援の利用者数	人	80	19	65

施策に対する市民満足度（市民意識調査（令和3年度実施）より）

施策	施策別の満足度			平成27年度と 令和3年度の比較	
	平成27年度	平成29年度	令和3年度		
笑顔で暮らすまちづくり					
笑1-1	地域福祉の推進	18.6%	23.3%	20.4%	8施策すべてで 市民満足度が 向上しています。
笑1-2	高齢者福祉の充実	19.7%	23.6%	21.8%	
笑1-3	障害者福祉の充実	14.7%	18.6%	16.7%	
笑1-4	社会保障制度の運営	15.7%	18.6%	17.8%	
笑1-5	暮らしの相談機能の充実	17.0%	20.0%	19.4%	
笑2-1	健康づくりの推進	23.6%	27.0%	26.7%	
笑2-2	高齢者の社会活動や生きがいづくりの充実	13.9%	18.1%	15.6%	
笑2-3	障害者の社会参加の拡大	11.0%	13.8%	11.9%	

【評価】

※今後、施策評価の結果を整理し、記載します。

■環境にやさしいまちづくり

成果指標の達成度（令和4年度 西東京市施策評価報告書より）

施策	成果指標	単位	目標値	令和元年度 実績値	令和3年度 実績値
環1-1	公園ボランティア登録会員数	人	890	827	926
	「花いっぱい運動」で年間に植え付けした花壇数	箇所	34	37	32
	コミュニティガーデン及びオープンガーデンの登録数	箇所	42	40	35
	市民主体による小規模公園や緑地の活用事業の件数	件	5	0	0
環1-2	市内の公園利用に対する満足度	%	49.5	-	48.9
	補助金の交付を受けて造成された生垣の長さ(累計)	m	2,279	2,163.9	2,243.3
	市民一人当たりの公園面積	m ²	1.9(1.87)	1.82	1.88
環2-1	環境学習講座への参加者	人	1,500	1,512	(350)
	市内のエネルギー消費量	TJ	4,327	5,361	
	市の事務事業からの温室効果ガス排出量	t-CO2	9,505	11,045	10,300
環2-2	一人当たりのごみ収集量(ごみ原単位)	g	528.1	538.9	(552.5)
	資源化率	%	37.1	32.2	32.5
	ごみ排出総量	g	31,444	34,047	(34,121)
	ごみ収集品目数	品目	18	18	18
	食品ロスに係る出前講座の実施回数	回	20	8	(0)
環2-3	「生活環境の維持」の取組に対する市民満足度	%	32.9	-	25.4
	公害の苦情受付件数	件	70	82	78

施策に対する市民満足度（市民意識調査（令和3年度実施）より）

施策	施策別の満足度			平成27年度と 令和3年度の比較	
	平成27年度	平成29年度	令和3年度		
環境にやさしいまちづくり					
環1-1	みどりの保全・活用	35.5%	43.4%	46.3%	5施策中4施策で 市民満足度が 向上しています。
環1-2	みどりの空間の創出	40.9%	45.2%	48.9%	
環2-1	地球温暖化対策の推進	15.5%	23.5%	18.8%	
環2-2	循環型社会の構築	51.6%	49.5%	48.2%	
環2-3	生活環境の維持	25.1%	29.0%	25.4%	

【評価】

※今後、施策評価の結果を整理し、記載します。

■安全で快適に暮らすまちづくり

成果指標の達成度（令和4年度 西東京市施策評価報告書より）

施策	成果指標	単位	目標値	令和元年度 実績値	令和3年度 実績値
安1-1	地区計画決定数(累計)	地区	10	9	9
	助成金の交付を受けて耐震診断・耐震改修等(耐震化)された戸数	件	16	2	10
	空き家想定件数	件	669	787	849
	空き家想定件数が市内住宅総数に占める割合	%	1.7	1.9	2.1
安1-2	都市計画道路整備率	%	53.1	44.4	48.4
	無電柱化路線整備率	%	7.4	5.9	6.6
安1-3	はなバスの輸送人員	人/km	2.18	2.13	(1.66)
	駅前自転車駐車場(市有)定期利用収容可能台数	台	17,006台 から増加	16,658	16,140
	市道への自転車ナビマーク・ナビラインの設置延長	m	2,400	2,982	3,237
安2-1	防災市民組織の数	組織	150	101	94
	総合防災訓練等への参加者延べ人数	人	10,000	1,881	(1,122)
	「災害に強いまち」の取組に対する市民満足度	%	24.0	-	20.6
安2-2	市内の指定重点犯罪認知件数	件	126件 から削減	164	79
	市内で発生した交通事故の件数	件	369件 から削減	344	(222)
	「地域パトロール強化などの防犯対策」に対する市民満足度	%	31.2	-	26.3

施策に対する市民満足度（市民意識調査（令和3年度実施）より）

施策	施策別の満足度			平成27年度と 令和3年度の比較	
	平成27年度	平成29年度	令和3年度		
安全で快適に暮らすまちづくり					
安1-1	住みやすい住環境の整備	26.1%	29.0%	32.2%	5施策すべてで 市民満足度が 向上しています。
安1-2	体系的な道路網の整備	25.7%	28.8%	28.0%	
安1-3	人と環境にやさしい交通環境の整備	25.7%	28.8%	36.7%	
安2-1	災害や地域の危機に強いまちづくりの推進	17.7%	21.6%	20.6%	
安2-2	防犯・交通安全の推進	23.6%	27.4%	26.3%	

【評価】

※今後、施策評価の結果を整理し、記載します。

■活力と魅力あるまちづくり

成果指標の達成度（令和4年度 西東京市施策評価報告書より）

施策	成果指標	単位	目標値	令和元年度実績値	令和3年度実績値
活1-1	市内における農業産出額(農家1戸当たり平均)	千円	4,346	-	4,978
	農地面積	ha	118.3	127.3	121.5
	「めぐみちゃんメニュー」認定数(累計数)	品	238	229	262
	市内事業所数	事業所	5,150	-	5,808
活1-2	一店逸品認定数(累計)	商品	351	245	245
	創業者数(累計)	件	156	107	149
	チャレンジショップを利用した事業者の件数(累計)	件	49	27	35
	ハンサムママプロジェクト参加者数(累計)	人	2,160	1,138	1,786
	ハンサムママプロジェクト満足度	%	90.0%以上	97.4	98.4
活2-1	「まち歩き」事業に参加した人数(年間)	人	5,000	8,884	(6,632)
	西東京市に住み続けたい、住みたいと思う人の割合	%	67.1	-	64.2
	地域ブランド調査における魅力度ランキング	位	都内26市中 13位	都内26市中 18位	都内26市中 17位

施策に対する市民満足度（市民意識調査（令和3年度実施）より）

施策	施策別の満足度			平成27年度と 令和3年度の比較	
	平成27年度	平成29年度	令和3年度		
活力と魅力あるまちづくり					
活1-1	産業の振興	15.3%	20.9%	20.4%	3施策すべてで 市民満足度が 向上しています。
活1-2	新産業の育成	6.7%	10.8%	10.2%	
活2-1	まちの魅力の創造	15.1%	20.1%	18.2%	

【評価】

※今後、施策評価の結果を整理し、記載します。

5. 今後のまちづくりに関する意見

本計画の策定にあたり、「市民意識調査」、「中学生まちづくりアンケート」を実施し、市民や若い世代の考えや意見を把握しました。また、「まちづくりシンポジウム」、「市民ワークショップ」、「子どもワークショップ」、「企業・団体等ヒアリング」などの市民参加による意見集約を行い、今後のまちづくりに関する市民の意向を把握しました。

(1) 市民意識調査・中学生まちづくりアンケート

本市のまちづくり全般について、市民の考えや意見を把握するために、以下の調査を実施しました。

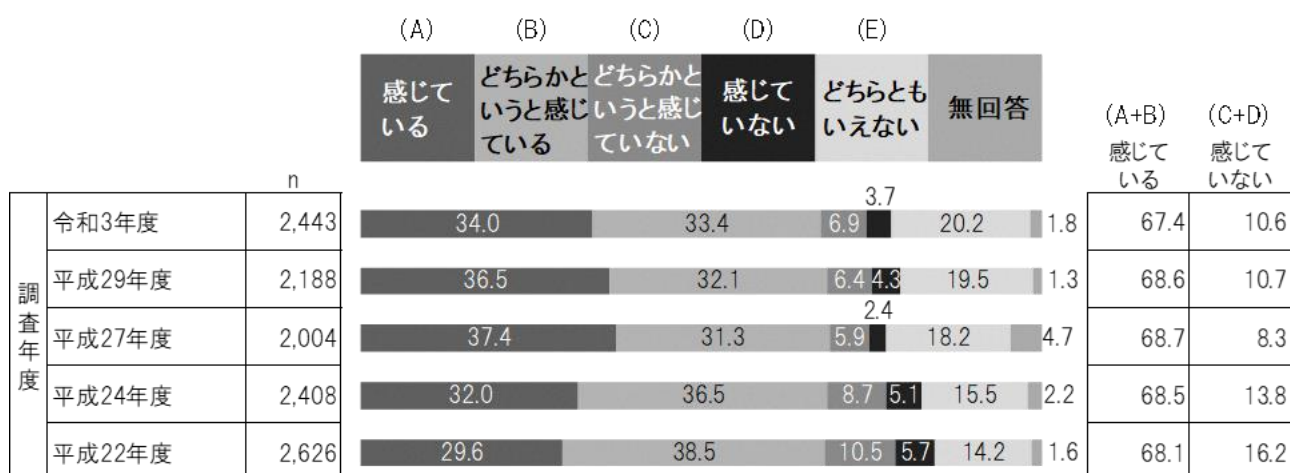
	調査対象	調査時期	回答数・回収率
市民意識調査	18歳以上の市民5,000人	令和3年11月	回収数：2,444票 回収率：48.9% 有効回答数：2,443票 有効回収率：48.9%
中学生まちづくりアンケート	市内公立中学校（9校）に在籍する2年生1,374人	令和3年12月	回収数：1,218票 回収率：88.6% 有効回答数：1,218票 有効回収率：88.6%

① 西東京市への愛着度

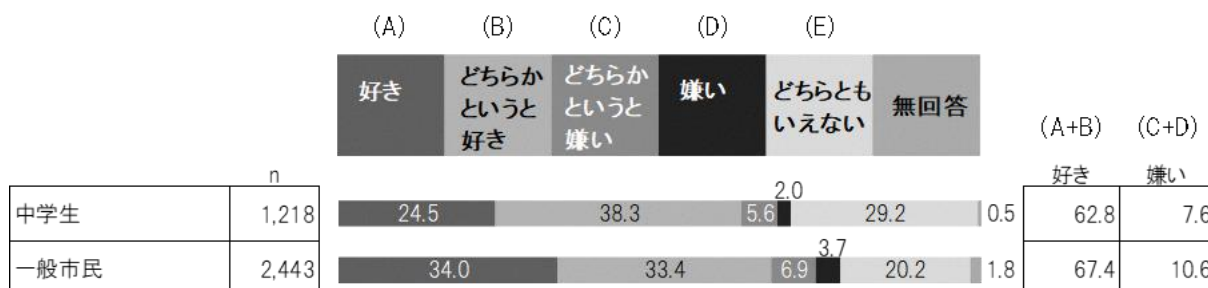
市民意識調査では、西東京市に愛着を「感じている」と「どちらかというと感じている」を合わせると67.4%であり、これまで最も高かった平成27年度調査と比較して1.3ポイント減少しています。一方、愛着を「感じていない」「どちらかというと感じていない」を合わせると10.6%であり、これまで最も低かった平成27年度調査と比較して2.3ポイント増加しています。

中学生まちづくりアンケートでは、西東京市を「好き」と「どちらかというが好き」を合わせると62.8%が『好き』と回答しており、市民意識調査と比較すると、『好き（愛着を感じている又はどちらかというと感じている）』と回答した人の割合は中学生が4.6ポイント下回っています。

<市民意識調査の経年比較>



<中学生まちづくりアンケートと市民意識調査との比較>

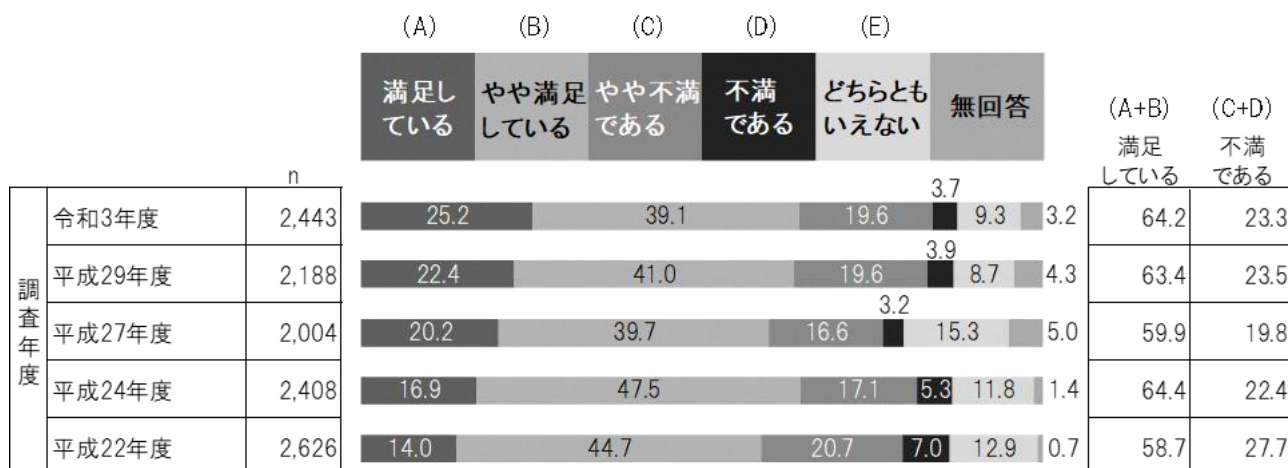


② 日ごろの住み心地

西東京市の日ごろの住み心地について「満足している」「やや満足している」を合わせると64.2%であり、これまで最も高かった平成24年度調査と比較して0.2ポイント減少していますが、「満足している」の割合は25.2%とこれまで最も高い結果となっています。

満足している理由としては、「買い物に便利である」が最も多く、次いで、「まわりに緑や公園が多い」、「通勤・通学に便利である」が多くなっています。

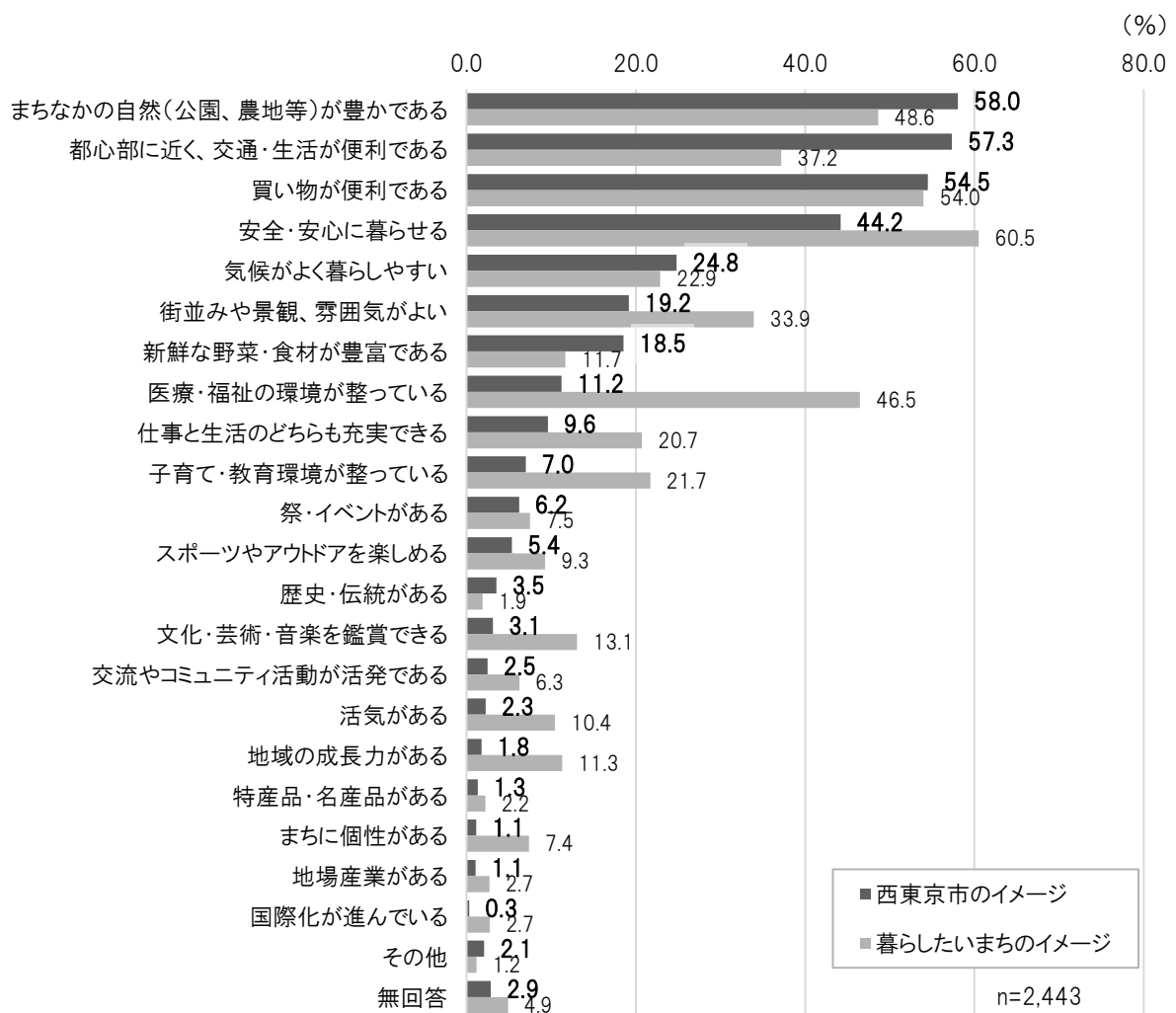
<市民意識調査の経年比較>



③ 西東京市の現在のイメージと暮らしたいまちのイメージ

現在の西東京市のイメージは、「まちなかの自然(公園、農地等)が豊かである」(58.0%)が最も多く、次いで「都心部に近く、交通・生活が便利である」(57.3%)、「買い物が便利である」(54.5%)となっています。一方、暮らしたいまちのイメージは、「安全・安心に暮らせる」(60.5%)が最も多く、次いで「買い物が便利である」(54.0%)、「まちなかの自然(公園、農地等)が豊かである」(48.6%)、「医療・福祉の環境が整っている」(46.5%)となっています。

西東京市の現在のイメージが暮らしたいまちのイメージを大きく下回っている項目は、「医療・福祉の環境が整っている」、「安全・安心に暮らせる」、「街並みや景観、雰囲気が良い」「子育て・教育環境が整っている」、「仕事と生活のどちらも充実できる」、「文化・芸術・音楽を鑑賞できる」となっています。



(2) 市民参加

各種の市民参加の取組を通して、「今後のまちづくり」や「西東京市が目指すべき姿」について、ご意見をいただきました。

① 西東京市の未来を語るシンポジウム

実施時期：令和4年7月

会場：ユール田無 ※YouTubeでのライブ配信

◇会場参加者数72名・ライブ配信視聴回数316回

内容：パネルディスカッションや市長と若者のトークなど

② 市民ワークショップ

実施時期：令和4年8月・9月

実施方法：対面形式2日間・オンライン形式2日間

対象：市内在住、在勤、在学の高校生以上の方

◇参加者数延べ71名

内容：市が目指すべき姿（将来像）やまちづくりの方向性、課題解決に向けた取組アイデアなどへの意見

③ 子どもワークショップ

実施時期：令和4年7月・8月

対象：市内在住の小学5年生から中学3年生

◇参加者数10名

内容：ディスカバーウォーク、市のクイズ、「ミライのいいな」をグループワークで検討、発表

④ 企業・団体等ヒアリング

実施時期：令和4年2月・3月

対象：市内で活動する企業・団体

◇60団体 ※うちアンケート調査のみ18団体

内容：市の魅力・誇れるところ、まちづくりのアイデア等についてヒアリングやアンケート調査を実施

【今後のまちづくりに関する主な意見】

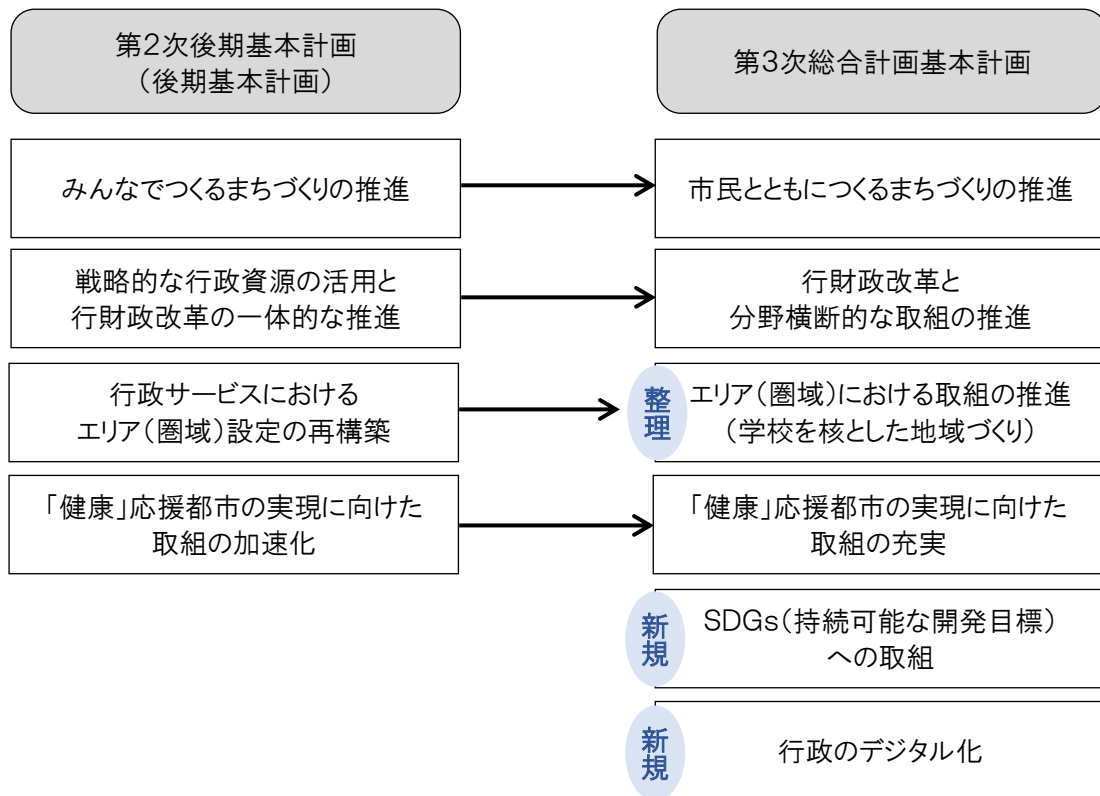
まちづくりの方向	取組	主な意見
みんなでつくるまち	市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が地域に参加する仕組みを目指してほしい。 ・マイノリティや外国籍など、全ての市民が暮らしやすい社会を望む。
	中学生アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・市民全員が協力しあえる、活気にあふれたまちになってほしい。 ・地域の人たちと触れ合う機会がたくさんあるまち ・最先端の技術を取り入れる市になってほしい。
	シンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> ・市民主体のまちづくりの仕組みをつくるためには、地域にしっかりとコミュニティを再構築することが必要 ・多世代がまちづくりに関わっていくためには、単に楽しむイベントがあるだけでなく、しかけが必要
	市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動や地域コミュニティの拠点となる複合的な拠点があると良い。 ・子どものころから市民活動に触れていくことが必要
	子どもワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・住んでいて楽しいと思えるために、まちの中で差別が起こることのないまちにしたい。
	企業・団体等ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの近所づきあいによる、お互いに助け合う地域づくりが重要 ・LGBTQなどの多様性を念頭におき、誰も取り残さないまち
子どもが健やかに育つまち	市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・働きながら子どもを産んで育てていくことができるまちを望む。 ・教育の充実、人間形成を大切に行ってほしい。 ・子どもたちが安心して暮らせる環境が必要 ・小中学生だけでなく、地域の中で孤立しやすい大学生の居場所が必要
	中学生アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもでも西東京市で過ごしたいと思えるようなまちになってほしい。 ・子どもがためらわずに意見を堂々と言えるまち
	シンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが笑顔で、その親も笑顔でいられるまち ・あらゆることの基盤を成すのは教育であり、教育環境づくりが重要
	市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもがSOSを出せて、それを受け取れる場所や仕組みが必要 ・学校を拠点とした居場所づくりが必要
	子どもワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で子どもを守り育てるまち
	企業・団体等ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校やひきこもりの児童・生徒への支援充実が必要 ・困窮する子どもを支援につなげる仕組みが必要
笑顔で自分らしく暮らせるまち	市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者にやさしいまちづくりを期待する。 ・地域医療体制の充実に力を入れてほしい。
	中学生アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者も住みやすい、バリアフリーなまち
	シンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> ・みんながいきいきと楽しめるまち ・若い世代も60歳以上も、多層的に躍進するまち ・運動の機会を増やし、健康寿命を伸ばすことが重要
	市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢になっても暮らしやすいまち ・障害を持った方も出かけられ、充実して過ごせるまち
	子どもワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもも高齢者も楽しめる場、住み続けられるまち
	企業・団体等ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動の担い手の発掘と育成、社会福祉事業に携わる人材の確保が特に重要

まちづくり の方向	取組	主な意見
環境にやさしい持続可能なまち	市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・将来に向けて、自然に近い環境で生活できることは西東京市の大きな強みだと思う。 ・屋敷林や農地などの緑を残していく方策をとってほしい。
	アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・自然にも人にもやさしいまち、自然と共存できるエコなまちになってほしい。 ・自然と都会が融合した持続可能なまち ・ボールを使える公園や緑あふれる広場など、子どもがのびのびと過ごせる場所がほしい。
	シンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> ・ほっとできる深呼吸ができるまちであってほしい。
	市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・農地を守る仕組みづくりや、後継者のいない農地を新規就農につなげる仕組みが必要 ・財政状況を踏まえた公園の活用や維持管理への市民参加の促進が必要
	子どもワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・自然が豊かなまち ・都市の発展と農業が共存し、バランスがとれたまち
	企業・団体等ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自然や緑に親しめるような教育活動が必要 ・連携して地球温暖化を抑制する活動に取り組むことが必要
安全で安心して快適に暮らせるまち	市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・街並み、景観整備及び快適な駅周辺の整備を進めてほしい。 ・誰もが歩きやすく運転しやすい道路整備を進めてほしい。 ・地域に空き家が増えつつあり、老朽化する前に早めに対策してほしい。
	アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・公園や自然が多いところは残して、駅の周りや公共施設を発展させてほしい。 ・道が広く、自転車や歩行者が安全に歩けるまちになってほしい。 ・誰もが「すごい！」というユニバーサルデザインの多いまち ・安全・安心・快適の3つが揃っているまち
	シンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> ・「安心・安全なまち」をイメージしたとき、防災への取組は不可欠 ・ベッドタウンとして帰ってきたいまち
	市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・防災性が高く、高齢になっても暮らせる安心・安全なまち
	子どもワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・どの世代にとっても移動手段が豊富で、市内で楽しく過ごせることが重要
	企業・団体等ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備え、平時における関係づくりが重要 ・外国人のための災害発生時の対応・支援策が必要
活力と魅力あるまち	市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・人が集まり活気あるまちにすることで、さまざまな波及効果があると思う。 ・図書館は、あらゆる世代において学びの場であり、利用しやすい施設にしてほしい。 ・市の歴史を見直し、保存し、観光資源として活用する取組が必要
	中学生アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの特産物や名所がもっと増えてほしい。 ・商店街がもっと栄えてほしい。
	シンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の2年半の産業・商業の停滞を盛り返していけるような活動のあるまち ・「西東京市はこういうまち」と言える誇れるまち
	市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生が市内企業を知ることができる機会づくりが必要 ・「女性が活躍できるまち」を西東京の特徴としてアピールする。
	子どもワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史を大切にすまち ・まず自分たちがまちの良さに気づき、それを周りの人に知ってもらうことが重要
	企業・団体等ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・駅を活かして商店街を活性化してほしい。 ・まちの特色を作って産業を育成する。

6. 計画を推進するために

第3次総合計画では、第2次総合計画（後期基本計画）で示した4つの基本的な考え方を踏まえつつ、社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、新たに次の6つを計画推進のための基本的な考え方として整理しました。

これらの考え方を全庁的に共有し、本計画に位置づけた各施策や主要事務事業を推進していきます。



■ 市民とともにつくるまちづくりの推進

第3次総合計画は、これからの西東京市を担う若い世代を中心とした多様な世代の市民参加を実施し、計画策定段階から市民とともに作りあげてきました。

新たな基本理念の「ともにみらいにつなぐ」のフレーズにもあるように、これからのまちづくりには、市民と行政が協働し、さまざまな課題に向き合い、次世代に向けたまちづくりをともに進めていくことが必要です。また、市民と職員一人ひとりが、西東京市の未来を「自分ごと」として捉え、主体的にまちづくりに関わっていくことが重要です。

本計画の推進にあたっては、令和2年3月に策定した「市民と行政の協働に関する基本方針」に基づき、「市民」と「行政」が互いに地域づくりの目標に向かって対等な協力関係を築き、更なる協働のまちづくりに取り組みます。

■ 行財政改革と分野横断的な取組の推進

基本構想に掲げた「基本理念」や「基本目標」を実現するためには、市民ニーズや社会経済情勢、環境の変化を的確に把握した上で、市民意識調査や施策評価などの仕組みを利用して、施策・事業による取組成果を測りながら、政策課題の解決に向けて効果の高い施策・事業に対し、戦略的に行政資源（予算や人員）を配分する必要があります。

そのため、持続可能で自立的な自治体経営の確立に向けて、「行財政改革大綱」に基づき、引き続き、行財政改革の取組を着実に推進します。

また、本市が重点的に取り組んでいる「健康で元気なまちの実現」「子どもにやさしいまちの実現」「地域共生社会の実現」「ゼロカーボンシティの推進」「都市農地等の保全・活用」などは、分野横断的なテーマであり、庁内各部署が分野を超えて組織横断的に連携して取り組む必要があります。社会経済情勢が変化し、行政需要が多様化・複雑化する中においては、分野ごとに掲げた基本目標を実現するための体制づくりを進めます。

■ エリア（圏域）を基本とした地域づくりの推進（学校を核としたまちづくり）

少子高齢化の進展や急激な社会状況の変化及びライフスタイル・価値観の多様化などに伴い、地域を取り巻く状況は変化しており、地域の担い手の不足や高齢化、コミュニティの希薄化やにぎわいの喪失、地域課題の多様化・複雑化など、様々な課題が生じております。

本市における地域コミュニティには、地域との関係性が強い自治会・町内会などの地縁組織や、特定の目的により活動している市民活動団体、また、様々な団体や地域住民が連携して活動する「地域協力ネットワーク」など、多様なコミュニティが存在しており、それぞれが特徴を生かして地域づくりが進められています。

一方で、多様化・複雑化する行政需要や地域課題に対しては、行政が重層的に支援をすることに加えて、行政と地域が連携し、地域の課題を地域で解決できる仕組みづくりを推進することが重要です。その際は、有事が起きてからではなく、日ごろから地域において住民同士が支援し合える関係づくり（顔の見える関係づくり）が重要であり、誰もが地域とのつながりの中で、希望に応じて居場所と役割があり、一人ひとりが活躍できるまちづくりを進めていくことが必要となります。

「顔の見える関係づくり」は、「日頃の関係性」から生まれるものであり、日頃から住民同士が関わる「きっかけ」が重要です。特に、新たな担い手世代（「子育て・働き盛り」の現役世代）や若者世代がどのように地域と関わりが持てるかが重要です。本市では、「学校が地域のキーステーション」であるとの認識のもと、学校を核とした地域づくりが進められており、学校には多世代の住民が集う「きっかけ」があります。

こうした視点を踏まえ、歩いて行ける距離や公共施設の配置バランス等を考慮し、中学校を中心とした半径1,200m程度の範囲を「中学校区」としてエリア（圏域）に位置付け、9つの中学校区を基本とした地域づくりを進めていきます。

地域づくりにあたっては、年齢や属性等を問わない身近な相談窓口の設置による「相談機能の強化」、コミュニティの形成・活性化のための「コーディネート機能の充実」、多様な世

代や属性の人が集い、交流するための「年齢を問わない居場所の確保」、生きがいやつながりづくりのための「社会参加の機会創出」、心とからだの健康づくりのための「健康づくり（運動）の推進」といった行政サービス機能について、中学校区で展開していきます。

そのため、相談窓口の設置やコーディネーターの配置、交流スペースの整備や健康づくり、運動を行うことができる場所の確保などを行い、既存のコミュニティやネットワークと連携しながら、既存のサービスを補完する形で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる地域づくりを進めます。

■ 「健康」応援都市の実現に向けた取組の充実

本市は、平成 23 年に「健康都市宣言」を、平成 26 年に「健康都市連合」に加盟し、こころやからだの健康はもとより、社会や経済、居住や教育といった生活環境も健康水準を向上させるための要素として捉え、地域やまち全体の「健康」を達成するための「健康」応援都市の実現を目指して取組を進めてきました。

引き続き、本計画に位置づけるすべての施策・事業について、健康水準の向上という観点での取組を推進し、「健康」応援都市の実現に向けた取組を充実させていきます。

■ SDGs（持続可能な開発目標）への取組

SDGs（持続可能な開発目標）は、格差や貧困、気候変動をはじめ、人々の生産や消費のあり方にまで言及した、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールを提示するものです。

本計画の柱となる 6 つの基本目標は、SDGs の「誰一人取り残さず、豊かで活力ある持続的な未来をつくる」という考え方と重なっています。そのため、本計画を推進することは、SDGs の達成に向けた取組にも資することとなります。

国際的な地方自治体の連合組織である UCLG (United Cities and Local Governments) は、SDGs のゴールに対する地方自治体の果たし得る役割を整理しており、本市においても、地方公共団体として、あらゆる施策の推進にあたり SDGs を意識して取り組んでいきます。

■ 行政のデジタル化

国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地域課題の解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとしています。

一方、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる、といった 4 つの目標を掲げ、具体的な取組を位置づけるものです。

デジタル技術の進展を踏まえ、地域の個性や魅力を活かした地域づくりを進めるために、これまでの地方創生の取組を踏まえつつ、デジタル技術の活用といった視点を加味した、新たな「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、本計画と一体的に取組を推進します。

基本計画（各論）

基本施策1 一人ひとりがいきいきと輝くまちを実現するために

施策1-1 市民主体のまちづくりの推進

施策1-2 協働のまちづくりの推進

施策1-1 市民主体のまちづくりの推進

【施策目標】

地域の絆を大切にするとともに、市民の活動の場や機会を充実させることで、市民が主体的にいきいきとまちづくりに関われるまちをめざします。

【現状と課題】

- 全国的に地域のつながりが希薄化してきており、防災・防犯や高齢者の支援、子どもの見守りなどさまざまな問題が表面化しています。
- 市内4圏域で設立された地域協力ネットワークを活用し、地域におけるさまざまな主体間の連携やネットワーク間の連携を促進し、市民が主体的に関わることができるまちづくりを進めていく必要があります。
- 地域コミュニティの中心的な役割を担う自治会・町内会をはじめ、ふれあいのまちづくりや学校施設開放運営協議会など、地域コミュニティに関わるさまざまな組織の活動の充実を図り、地域コミュニティの活性化・再編に向けた取組を進めていくことが必要です。
- 子どもや若者を含め、ボランティア活動や市民活動を希望する人が気軽に活動に参加できる仕組みづくりや、地域のさまざまなテーマに関わる組織が活発に活動し、連携することで、だれにとっても地域に居場所と出番のあるまちづくりが求められています。

【関連する個別計画等】

- 地域コミュニティ基本方針
- 地域福祉計画

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 地域コミュニティの強化

市民への情報提供や意識啓発などにより、地域コミュニティへの加入を促進し、コミュニティの活性化を図るとともに新たなコミュニティの形成に向けた支援を行います。また、地域のさまざまなテーマに関わる組織をつなげるコーディネート機能を強化し、地域を担う組織や団体との連携・協力体制づくりを進めます。

② ボランティア・市民活動の推進

西東京ボランティア・市民活動センターなどと連携し、ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要としている人をつなぐとともに、ボランティア活動に関する情報提供や支援を行います。また、地域の活動に次世代を担う子どもの参加機会を設け、ボランティア・市民活動を推進します。

③ 学校を核とした地域づくりの推進

(記載事項調整中)

【主要事務事業】

※調整中

施策1-2 協働のまちづくりの推進

【施策目標】

市民参加や協働の機会を充実させ、市民や団体等と行政がそれぞれの長所を活かし、地域課題の解決に向けてともにに取り組むまちをめざします。

【現状と課題】

- わたしたちの地域社会を取り巻く環境は、大きく変化しており、地域課題も複雑化しています。市民ニーズの多様化や社会の変化に応えるためには、地域のさまざまな主体が、ともに公共の担い手として協働することが求められています。
- 本市では、さまざまな分野で活発な市民活動が行われていますが、協働のまちづくりをより一層推進するため、地域の担い手の育成や参画機会の創出に取り組むとともに、市民活動団体やNPO等が自立した活動を行えるよう、支援・育成に取り組む必要があります。
- 本市では、令和2年3月に、協働に関する基本的な考え方や方針をとりまとめた「市民と行政の協働に関する基本方針」を策定しました。引き続き、より豊かなまちづくりのために、協働のまちづくりの実現に向けた取組が求められています。
- さまざまな主体による活動をコーディネートできるような体制の整備や、従来の枠組みに捉われない地域の多様な主体の連携による問題解決に向けた取組を支援していくことが必要です。

【関連する個別計画等】

- ・市民と行政の協働に関する基本方針
- ・文化芸術振興計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組内容】

① 地域の多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進

政策形成過程において、多様な立場の市民の意見を的確に取り入れるために、西東京市市民参加条例に基づき、審議会などにおける市民公募枠の確保やさまざまな世代を対象とした市民ワークショップの実施など、市民が参画できる機会の充実を図ります。

また、大学などとの相互協力事業を行うなど、ボランティア・市民活動団体、NPO、企業、大学が連携したまちづくりに取り組みます。

② 協働の仕組みづくりの充実

西東京ボランティア・市民活動センターや市民協働推進センター「ゆめこらぼ」を拠点として、関係機関等との連携を図りながら、協働を円滑に進めるために必要な情報提供や支援の仕組みづくりに取り組みます。また、新たな活動の担い手の育成や市民活動のより一層の活性化を図ります。

③ 協働のまちづくりを実践する職員の育成

地域が抱える課題を市民と共有し、課題解決や目標実現に向けて、市民とともに主体的に取り組める職員の育成を図ります。また、協働のまちづくりに関わるコーディネート能力の向上のための取組を進めます。

④ 若い世代のまちづくりへの参加機会の充実

(記載内容調整中)

【主要事務事業】

※調整中

基本施策2 多様性を認め合う社会を構築するために

施策2-1 人権と平和の尊重

施策2-2 多文化共生の推進

施策2-3 男女平等参画社会の推進

施策2-1 人権と平和の尊重

【施策目標】

すべての人の人権が尊重され、平和を尊ぶまちをめざします。

【現状と課題】

- 人権とは、だれもが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利であり、人類が歴史の中で築いてきた財産です。
- お互いを思いやり、生活習慣・文化・価値観などの多様性や人権を尊重する社会を築いていくためには、子どものころから人権を理解し、すべての人が人権尊重意識を高められるようにすることが必要です。そのため、関係機関との連携を図りながら、啓発活動を進めるとともに、多様化する人権問題に対応するための体制を充実させることが求められています。
- 東京都パートナーシップ宣誓制度を受け、本市においても多様な性に関する市民の理解を推進するとともに、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげる必要があります。
- 現在、世界で続いているさまざまな武力紛争や軍事侵攻により、市民の平和への関心が高まっています。
- 戦争体験者の高齢化などにより、次世代に継承する人材が減少していることから、特に若い世代への継承に力を入れるとともに、平和への取組を自分ごととして考えられる若者を育てることが求められています。

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 人権尊重意識の醸成

子どもたちから人権を理解し、人権尊重意識を高められるよう、学校をはじめとしてさまざまな機会や場を通じて、成長過程に応じた人権啓発活動を進めます。また、ジェンダーなどの多様化する人権問題への対応や啓発活動の充実を進めるとともに、当事者が問題解決に向けて行動できるよう、相談体制等の充実を図ります。

② 平和意識の醸成

核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を目指し、「非核・平和都市宣言」に基づき、平和に関する啓発活動や学習活動を進めます。また、「西東京市平和の日」などを通じて、戦争体験を風化させないように次世代に継承する取組や、若い世代が平和について考える機会を設け、平和の意義を考えていく啓発活動を進めます。

【主要事務事業】

※調整中

施策2-2 多文化共生の推進

【施策目標】

国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的違いを認め合い、外国人も地域社会の一員としてともに支え合う多文化共生のまちをめざします。

【現状と課題】

- 国では、外国人の増加・多国籍化、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展といった社会経済情勢の変化を踏まえ、令和2年9月に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂しました。
- 地域における多文化共生を推進していくため、地域や地域住民とのコミュニケーションをとるための支援、外国人の子どもの教育環境の整備、地域社会の担い手となるボランティアなどを増やす取組の推進などが必要です。
- 外国人も地域社会の一員として、不安なく生活できるよう、サポート体制の充実に努めるとともに、地域においてともに生活することを主眼に置いていた従来の多文化共生の考え方を発展させ、外国人と日本人がともにまちの発展に向けて参加・活躍する考え方の多文化共生社会の実現が求められています。
- 学校教育における国際理解や地域交流の促進、市民活動団体などとの協働による支援事業の展開を進めることが重要です。

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 多文化への理解促進

外国人が地域とともに暮らす住民としてお互いの文化的違いを認め合い、外国人と日本人がともにまちの発展に向けて参加・活躍できる機会を充実させます。また、学校教育においてもコミュニケーションや国際理解のための教育を進めます。

② 外国人の暮らしの支援

「やさしい日本語」や多言語化によって、正確な情報をわかりやすく届けるとともに、多角的な媒体の活用によって、アクセスしやすい情報提供（情報発信）の体制づくりを進めます。また、多文化共生センターを拠点として、外国人の日常生活等に関する相談体制の実施や地域交流の促進、ボランティアの育成やネットワークの構築などにより、サポート体制の充実を図ります。

【主要事務事業】

※調整中

施策2-3 男女平等参画社会の推進

【施策目標】

だれもが性別等に捉われずに一人ひとりが自分らしく自立し、個性と能力が発揮できるまちをめざします。

【現状と課題】

- 「第5次男女共同参画基本計画」では、2030年代には、だれもが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人の性別に偏りが少ないような社会となることを目指すとしています。
- 男女が等しくあらゆる分野で活躍するために、教育やメディア等を通じた男女双方の意識改革や理解促進が求められています。
- 安心かつ自立して暮らせる社会の実現を目指し、それぞれの意思が尊重されながら、性別にかかわらず最適な支援を受けられるよう、働きかけや取組を推進していく必要があります。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するため、男女平等推進センター「パリテ」の相談業務の充実を図るとともに、市民、市民活動団体、事業者などとの連携による理解促進に向けた取組が必要です。

【関連する個別計画等】

- ・男女平等参画推進計画
- ・配偶者暴力被害者対策基本計画
- ・女性の職業生活における活躍推進計画

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 男女平等参画の推進

男女平等参画推進計画・女性の職業生活における活躍推進計画に基づき、男女平等推進センター「パリテ」を拠点として、若者も含めさまざまな人に対して講座の開催や交流機会の拡大、ジェンダー平等についての情報提供等を進めます。

② 相談機能の充実

配偶者暴力被害者対策基本計画に基づき、配偶者やパートナー間の暴力など、多様な問題に対応するための相談体制の強化を図るとともに、市民、市民活動団体、事業者などと連携しながら、だれもが個人として尊重し合える意識を醸成するための啓発活動を進めます。

【主要事務事業】

※調整中

基本施策3 市民とともに持続発展する自治体であるために

施策3-1 開かれた市政の推進

施策3-2 持続可能な自治体の経営

施策3-3 人にやさしいデジタル化の推進

施策3-1 開かれた市政の推進

【施策目標】

市民に確実に情報を届ける仕組づくりや暮らしの相談の充実等により、身近に感じることができ市政をめざします。

【現状と課題】

- 本市では、市の情報発信力を強化するため、市ホームページのリニューアルや新たな広報媒体としてのSNSの導入などの取組を進めています。
- 今後も、急速な情報通信技術（ICT）の進展に対応し、だれもが利用しやすいユニバーサルデザインの情報媒体など、さまざまな媒体を活用し、すべての市民が必要な時に必要な情報を得られるとともに、市民と行政のコミュニケーションの向上に資する情報発信・交流の仕組づくりが必要です。
- 多様な媒体を通じて、必要な情報をお届けできるよう努めている一方で、市からの情報が届かない、わかりづらいとの声があり、市内外への地域の魅力の発信など、情報発信については課題があります。
- 市民が必要な情報を得られるよう、行政資料等の積極的な公開に取り組み、透明性のある市政運営に努める必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・地域情報化方針

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 広報・広聴の充実

従来の広報西東京、ホームページ、市内掲示板等による情報発信に加え、情報通信技術（ICT）の発達により広く浸透しているSNSなどを活用し、情報発信に努めます。また、市政モニター制度の活用、パブリックコメントや市民意識調査など、広く市民の意見を聴く機会の確保に努めます。

② 広報専門員による情報発信力の強化

必要な情報を必要な方にお届けできるよう、広報や宣伝、デザインなどの業務に精通した人材を民間から登用し、専門的な視点から、市の各施策や媒体の特性を活かした情報発信の方法について指導や助言をすることで、効果的な情報発信に努めます。

また、職員への広報に関する研修を行い、庁内における広報マインドの向上に取り組みます。

③ 暮らしの相談の充実

市民の日常生活において多様化するさまざまな問題について、解決の糸口を探すための市民相談や専門相談などの暮らしの相談機能を充実させるとともに、わかりやすい情報の提供を進めます。

④ 積極的な情報公開の推進

行政資料について、積極的な情報公開を進めていくとともに、行政資料の地域・歴史資料としての役割を踏まえ、市民が利用しやすい情報提供を実施するよう努めます。公文書の開示についても、制度の趣旨を踏まえ、適切かつ迅速な公開に努めます。

【主要事務事業】

※調整中

施策3-2 持続可能な自治体の経営

【施策目標】

職員一人ひとりがコスト意識・マネジメント意識を持ち、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる、持続可能な自治体経営をめざします。

【現状と課題】

- 財源や職員など自治体経営に必要な行政資源に限りがある一方、多様化・複雑化する行政課題に将来にわたって対応するため、持続可能で自立的な自治体経営の確立に向けて、更なる行財政改革が求められており、毎年度「アクションプラン」を策定し、取組の見える化を図っています。
- 社会経済情勢が大きく変化する中、新たな課題や変化に柔軟に対応できるよう、庁内の各部署が横断的に連携できる組織づくりが求められています。
- 将来的な人口構造の変化を適切に踏まえ、市民にとって身近な全世代型の相談機能の充実を見据えて、総合的・長期的な視点から、公共施設の適正配置・有効活用や老朽化対策を戦略的に推進するとともに、庁舎統合に向けた検討を進める必要があります。
- 安定的な行政サービスを維持・向上するため、公会計制度や民間活力の活用に取り組み、ファシリティマネジメントの視点による自治体経営を推進するとともに、行政課題に対応しうる人材の確保と育成に取り組む必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・行財政改革大綱
- ・公共施設等総合管理計画
- ・定員適正化計画
- ・人材育成基本方針
- ・地域情報化方針

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 行財政改革の推進

経営の発想に基づいた将来への備え、選択と集中による適正な行政資源の配分、効果的なサービス提供の仕組みづくりなどに積極的に取り組みます。また、施策や事務事業の実施状況を定期的に評価・検証し、見直すための行政評価制度の運用を継続して実施します。

② 行政課題に対応しうる人材の確保と育成

多様化・複雑化する行政課題に対応しうる人材の確保と、職員の計画的な育成を進めます。また、職員が能力を発揮できる職場環境と組織づくりの整備にも取り組みます。

③ 公共施設の量と質の最適化

庁舎の統合整備に向けた取組の検討を進めるとともに、多様化・複雑化する市民ニーズやライフスタイルの多様化を踏まえ、公共施設の再編により、公共施設の量と質の最適化を図ります。また、行政サービス等を維持しつつ、ファシリティマネジメントの視点から公共施設を効率的に運営していくために、民間活力の活用推進などに取り組みます。

④ 広域行政の推進

幹線道路、河川、ごみ処理、道路と鉄道の立体交差事業など、広域的に対応すべき課題について、国、東京都、関連自治体や関係機関等との連携を強化し、取り組みます。また、広域的に取り組むことで、より高い効果が得られるような政策・施策については、多摩六都科学館組合などの一部事務組合や多摩北部都市広域行政圏協議会による事業を進めます。

【主要事務事業】

※調整中

施策3-3 人にやさしいデジタル化の推進

【施策目標】

行政手続きのオンライン化等により、市民一人ひとりがニーズに合ったサービスをいつでもどこでも利用できる、だれ一人取り残されないデジタル社会の実現をめざします。

【現状と課題】

- 国では、すべての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現するために、令和3年9月1日にデジタル庁を設置しました。同年12月には、デジタル庁により、目指すべきデジタル社会の実現に向けて迅速かつ重点的に実施すべき施策を示した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が策定されました。
- 国のDX推進の動きを踏まえ、本市においても行政サービスにおけるデジタル化やオープンデータの活用を推進していくことが求められています。
- 将来にわたり安定的な行政サービスを提供するために、情報システムの標準化・共通化をはじめとしたDXの推進などに伴う業務改善、民間活力の活用等を進める必要があります。
- インターネットやパソコン等を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差（デジタル・ディバイド）の解消に向けた取り組みが必要です。
- 行政手続きのオンライン化、働き方改革、サイバーセキュリティ対策といった新たな時代の要請や、DX推進の動きなどを踏まえ、国では、令和4年3月に「情報セキュリティポリシーガイドライン」を改訂しました。
- 市では、市民の個人情報や企業の経営情報など重要情報を多数保有していることから、情報セキュリティ対策を講じていく必要があります。

【関連する個別計画等】

- 地域情報化方針
- 行財政改革大綱
- 人材育成基本方針

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① デジタル化による市民サービスの向上

市民の利便性の向上のため、行政手続のオンライン化やマイナンバーカードの普及促進、キャッシュレス化の推進に取り組みます。また、各分野において、個人にあわせた効果的な情報の取得ができるよう、デジタル技術を活かした取組を推進します。

② 行政事務の効率化の推進

基幹業務システムについては、国により整備される標準化基準を満たすアプリケーションの適切な選択などにより、システムの標準化・共通化の取組を進めます。また、あらゆる分野におけるデジタル化に対応するため、デジタル人材の確保・育成に取り組みます。

③ デジタルデバйд対策の推進

デジタル活用に不安のある人への支援として、利便性を享受するための操作サポート機会の提供や体制づくりなどデジタルデバйд対策に取り組みます。

④ 情報セキュリティ対策の徹底

個人情報などを大量に保有する市の情報資産の管理を厳重に行うとともに、その情報を扱う職員に対する情報セキュリティ教育の徹底を図ります。

【主要事務事業】

※調整中

基本施策4 子どもがのびのびと成長するために

施策4-1 子どもの権利の尊重と参画の推進

施策4-2 子どもの育ちの支援

施策4-1 子どもの権利の尊重と参画の推進

【施策目標】

一人ひとりの違いが認められ、意見を自由に表明して自分らしく育つことができる環境を整えます。

【現状と課題】

- 「こども基本法」（令和5年4月施行）では、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども政策を総合的に推進することが示されています。子ども施策の策定・実施・評価にあたっては、子どもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取することが重要となります。
- 子どもは一人の人間であり、人格を持った権利の主体として尊重され、人権が守られるとともに、子ども自身が自分の意見を自由に表現でき、自分に関わることやまちづくりに参加できる社会の実現が求められています。
- 本市では、今と未来を生きるすべての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、西東京市全体で子どもの育ちを支えていくことを目的に、「西東京市子ども条例」を制定しています。
- 未来の担い手である子どもが、主体性や社会性を育むことができるよう、家庭や学校以外の場として、安全・安心に過ごせる場所や機会を確保していくとともに、子ども・若者の社会参加の促進や、子どもや若者の育ち・自立を地域社会全体で見守り支える体制の一層の強化が必要です。

【関連する個別計画等】

- ・子育て・子育てワイワイプラン

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 子どもの権利が守られる社会の構築

子どもの人権侵害の防止に努めます。また、学校、関係機関、地域などとの連携を強め、深刻な事態の発生を未然に防止するための取組を進めます。

② 子どもの自立支援や社会参加の推進

子どもが、自立した個人として、等しく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子どもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会の確保に努めます。また、意見表明や参加から主体的な活動へとつなぐ仕組みを検討します。

③ 子どもが安心して過ごし、育ち学べる場所の確保

子どもや若者の居場所、さまざまな体験ができる機会、世代を超えた交流機会の確保に引き続き取り組みます。また、学校・家庭・地域が連携することで子どもの地域社会への参画意欲を促し、子どもが自ら考えて行動し、成長していく環境を整えます。

【主要事務事業】

※調整中

施策4-2 子どもの育ちの支援

【施策目標】

子どもが気軽に相談できる場づくりや困難を抱える子どもに早期に気づき、発見できる体制を整え、だれ一人取り残されることのないまちをめざします。

【現状と課題】

- 国では、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするために、「こども家庭庁」を創設しました。
- 社会経済の構造が変化し、家庭や地域の子育て機能の低下に伴い、児童虐待などが深刻な問題となっています。子どものいじめや教師等による体罰も依然として大きな問題です。また、インターネット等を通じて子どもが犯罪に巻き込まれるなどの事態が生じています。
- すべての子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう、また、深刻な事態の発生を未然に防止できるよう、相談などの支援体制の充実に努めるとともに、学校、関係機関、地域などが連携を強め、地域社会全体で子どもの成長を支えることができる体制づくりを進めていくことが求められています。

【関連する個別計画等】

- ・子育て・子育てワイワイプラン

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 子どもの最善の利益の実現

子どもの支援を担う機関が、一人ひとりの子どもにとっての最善の利益を見立て、それを実現するための専門性を強化し、支援体制の充実を図ります。

② 子どもが健やかに育つ環境づくり

支援が必要な子どもが、家庭や学校とは異なる第三の居場所で、心身ともに健康に成長し、社会的自立に向けた学習を含めたさまざまな支援を受けられる環境づくりに努めます。

③ 悩みを抱える子どもが相談できる体制の充実

いじめや虐待など、人には言いにくい悩みを抱える子どもが、自分自身で相談できる体制づくりに努めます。また、そうした状態にある子どもを早期に発見できるよう、相談体制の充実を図ります。

【主要事務事業】

※調整中

基本施策5 安心して子どもを産み育てるために

施策5-1 子育て支援の充実

施策5-2 幼児教育・保育の充実

施策5-1 子育て支援の充実

【施策目標】

妊娠期からの継続的な支援や家庭の状況に応じた伴走型の相談体制を充実させ、子どもを安心して産み育てられるまちをめざします。

【現状と課題】

- ライフスタイルや生活への意識が変化する中、少子化や核家族化が進み、家庭における子育てに対する不安、育児困難等が問題となっています。このことから、育児支援の充実の必要性が高まっています。
- 子育て支援機能を充実するとともに、子どもの成長過程や発達課題に見合った切れ目ない支援が受けられるよう、身近な地域における居場所の確保や包括的な支援体制の構築に向けた検討が必要です。
- 子育てグループや地域の自主サークルなどへの支援を通して、楽しみながら子育てができる環境づくりを進めるとともに、みどりと調和した良好な住環境の中で、市のプロモーション等の取組と連携しながら、すべての子育て世代がいきいきと住み続けられるまちづくり・子育て支援の取組を展開する必要があります。
- 子どもの発達に関する関心や意識の高まりとともに、発達が気になる児童への支援の必要性は増加傾向にあります。さらに、障害の種類や程度が多様化する傾向も見られることから、児童とその家族への包括的な支援の充実が求められています。

【関連する個別計画等】

- ・ 子育て・子育てWiFiプラン

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 子育て家庭の状況に応じた伴走型支援体制の構築

産後ケアやレスパイトケア等をはじめとする、子育て期に休息を必要とする子育て家庭や、サポート不足、経験不足等により予期せぬ妊娠等、支援の必要性の高い妊産婦に対して、必要な支援機関へとつなぐ体制を構築することにより、孤立を防ぎ、虐待等の重篤事案の防止を図ります。

② 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

妊娠・出産・子育てに不安や心配を抱える家庭や保護者に対して、必要な情報提供を行うとともに、妊娠期から子育て期にわたる包括的かつ継続的な支援を行います。また、身近な地域で育児や子どもの発育・発達についての知識の取得や支援を受けられ、楽しみながら子育てができるよう、保護者同士がつながりを持てる機会の充実を図ります。

③ 子育て支援団体などへの支援及び連携

子育て家庭の孤立を防ぎ、育児不安の解消などに取り組む子育てグループやNPOなどの子育て支援団体に対して、その主体性を尊重しつつ、相談、アドバイス、情報発信に努めるとともに、活動しやすい環境づくりを推進します。また、子育てに悩む保護者を子育て支援団体につなぎます。

④ 地域における児童の発達支援の充実

加齢的に高まっている子どもの発達に関するニーズに対応するため、庁内及び地域との連携を進め、子どもの成長過程に応じた切れ目のない支援の提供に努めます。また、児童発達支援センターひいらぎが中核的な役割を担う機関として、関係機関との連携の中で発達を支援していきます。

【主要事務事業】

※調整中

施策5-2 幼児教育・保育の充実

【施策目標】

多様な保育ニーズへの対応や子どもの状況に応じた柔軟な支援を行い、安心して子育てができるまちをめざします。

【現状と課題】

- 働き方やライフスタイルの多様化に伴い、保育ニーズが多様化しています。
- 本市では、保育所の整備や幼稚園における一時預かりの拡充等により、待機児童数が減少しています。
- ニーズに応じた保育の量を確保していくとともに、地域全体の保育の質の向上を図るため、保育者へのメンタルケアや保育環境の整備などのための取組が求められています。
- 今後は、障害児や医療的ケア児が保育園等を利用できる環境整備や、また、支える家族が困難な状況に陥る前に一時的な休息（レスパイト）ができる支援など、受入体制の強化が求められています。
- 共働き世帯の増加等の要因により、学童クラブの利用者は増加の一途をたどっており、学童クラブの「定員超過」が大きな問題となっているため、学童クラブの増設は急務です。

【関連する個別計画等】

- ・子育て・子育てワイワイプラン

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 多様な保育ニーズへの対応

核家族化の進行、働く女性の増加、働き方の多様化などに伴い、変化する子育て家庭のニーズを的確に捉え、多様な保育サービスの提供に努め、安心して子育てしやすい環境づくりに取り組めます。

② 保育環境の充実

保育サービスの質を向上し、安全で安心な保育環境を提供するため、必要に応じて保育園施設の建替・改修に取り組めます。また、相談体制の強化など、保育者への支援の充実を図ります。

③ 学童クラブの増設

新・放課後子ども総合プランに基づき、教育委員会と連携し、早期の学校施設内への学童クラブ設置及び増設を行います。

【主要事務事業】

※調整中

基本施策6 子どもの学びや生きる力を育むために

施策6-1 学校教育の充実

施策6-2 学校と地域の連携による教育環境の充実

施策6-1 学校教育の充実

【施策目標】

児童・生徒の個に応じた、一人ひとりが輝き、生きる力を育む活力ある学校づくりをめざします。

【現状と課題】

- グローバル化する社会やデジタル技術の普及による、教育内容の多様化に伴い、だれ一人取り残さず、一人ひとりの可能性を引き出す教育が求められています。
- 小学校における35人学級編制に伴う対応、GIGAスクール構想に伴う学びのあり方の変化、学校の持つ多面的な役割の再認識などにより、これからの教育を取り巻く環境が大きく変化しており、変化に応じた教育内容や教育環境の充実が必要です。
- 悩みを抱える児童・生徒や保護者に寄り添うとともに、問題の早期発見、早期解決を図るための相談機能の充実が必要です。
- 市立小・中学校の多くは昭和30年代から40年代に建設されていることから、老朽化が見られるとともに、学校施設の更新が集中すると考えられます。
- 今後、更新時期を迎える学校施設については、児童・生徒数の将来推計や地域間の偏り等を考慮するほか、学校に求められる多面的な機能への対応などを踏まえ、引き続き、計画的かつ効率的な整備を進めていくことが必要です。

【関連する個別計画等】

- ・ 教育計画

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 主体的に学ぶ力を育む学習内容の充実

子どもが自ら主体的に調べたり、考えたり、意見をいうことができ、一人ひとりの可能性が引き出される教育を目指します。また、そのために、特色ある学校づくりや社会環境の変化に対応したカリキュラムの実施に向け、教育力の向上を図ります。

② 個に応じた教育の充実

特別な支援が必要な児童・生徒の個別の教育的ニーズにあわせ、子どもの発達に応じたより良い教育を推進します。また、個に応じた指導を推進するため、教員の専門性の向上に向けた研修や人材の活用、障害や障害のある人に対する理解啓発を積極的に進めます。

③ 教育相談機能の充実

さまざまな悩みを抱える児童・生徒や保護者に寄り添い、きめ細かく対応するため、相談に関わるスタッフの専門性の向上や相談機能の充実を図ります。また、深刻な事態となる前に、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、保護者や地域の支援者・支援団体、関係機関等とともに、未然防止や早期発見、早期対応に取り組めます。

④ 学校教育環境の向上

市立小・中学校の施設の多くが順次更新時期を迎えるため、今後も計画的な建替や改修などの対応を進めます。また、将来人口等を勘案しながら適正規模・適正配置の検討を踏まえた取組を進めます。

【主要事務事業】

※調整中

施策6-2 学校と地域の連携による教育環境の充実

【施策目標】

学校と地域が連携し、地域全体で子どもの学びや成長を支える環境づくりをめざします。

【現状と課題】

- 子どもの健やかな育ちの基盤である家庭における教育は、すべての教育の出発点となります。すべての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、保護者への学びの場の提供や親子で参加できる地域の居場所づくりが求められています。
- 学校や家庭が抱える課題は複雑化・困難化しており、学校・家庭がそれぞれに対応するだけでは限界が生じています。学校や家庭、地域住民等が相互に連携・協働して、地域全体で子どもの成長を見守り、いかに支援していくかが課題となっています。
- 本市では、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもの学びや育ちを支えるとともに、地域住民や団体等が緩やかなネットワークを形成し、地域と学校が連携・協働しながら、学校を核とした地域づくりを推進しています。
- 地域とともにある学校づくりに向けて、令和3年には、学校と地域住民・保護者が力をあわせて、地域ならではの創意や工夫を活かした特色ある学校づくりを進めていくことができるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入しました。今後は、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動（学校応援団）を地域とともに運用していくことが求められています。

【関連する個別計画等】

- ・教育計画

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 学校を核とした地域づくりの推進

(記載内容調整中)

② 学校・家庭・地域の連携支援

登下校時の見守り活動、児童・生徒と地域住民との活動など、学校を中心とした地域ぐるみの活動を支援します。また、地域住民に学校に対する理解を深めてもらうとともに、学校と地域による相互連携や団体同士の横のつながりを強化することにより、地域全体で子どもの学びや成長を支える体制の構築に取り組みます。

【主要事務事業】

※調整中

基本施策7 人と地域がつながり安心して暮らすために

施策7-1 地域福祉の推進

施策7-2 高齢者福祉の充実

施策7-3 障害者福祉の充実

施策7-4 社会保障制度の運営

施策7-1 地域福祉の推進

【施策目標】

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会をめざします。

【現状と課題】

- 地域における生活課題や福祉課題が複雑化・多様化する中で、あらゆる人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域、暮らし、生きがいを皆で作り、共生できる包括的な地域福祉の支援体制づくりが必要となっています。
- 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援と、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備していく重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。当事業の効果を高めていくために、周知や関係機関との更なる連携強化が必要です。
- 学校を核としたまちづくりを進める中では、市民にとって身近な全世代型の相談機能や居場所機能の充実に向けた検討が必要です。また、さまざまな要因によるひきこもりやヤングケアラーなどの問題について分野横断的に取り組むことが求められています。
- 少子高齢化や人口減少の進展により、福祉分野に限らず、さまざまな分野で地域における担い手不足が課題となっています。また、つながりの希薄化に起因する社会的孤立や制度の狭間の問題等が顕在化しています。

【関連する個別計画等】

- ・ 地域福祉計画

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 関係機関や団体・地域との連携強化

地域と市、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、民間事業者など、地域福祉に関わるさまざまな主体が相互に連携し、地域コミュニティ活動の活性化に取り組みながら、地域福祉を推進していく仕組みづくりを進めます。また、市民同士が地域での緩やかなつながりを形成しつつ、支え合える意識を醸成するための取組を進めます。

② 地域の特性を活かしたコミュニケーションの場の創出

地域に点在する福祉拠点や公共施設の有効活用などにより、だれでも気軽に集い、世代を超えた交流ができる居場所づくりを進めます。あわせて、趣味などを通じた交流機会を創出するなど、利用するきっかけにつながる取組の検討を進めます。

③ 身近な相談窓口体制の充実

市民にとって身近で利便性が高く、福祉や生活に関するさまざまな相談を受け付ける相談窓口を通して、相談者をさまざまな分野の相談支援機関とつなぎ、課題解決に向けた支援を行います。また、コーディネート機能の強化やアウトリーチの充実などにより、だれ一人取り残さない、身近な全世代型の相談体制の強化を進めます。

④ 地域福祉を支える人材育成

地域福祉を支えるボランティアや福祉人材を確保・育成するために、多くの市民が関心を持ち、気軽に活動に参加できる仕組みづくりを進めます。

【主要事務事業】

※調整中

施策7-2 高齢者福祉の充実

【施策目標】

高齢者がいつまでも住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちをめざします。

【現状と課題】

- 本市の総人口は、長期的には今後減少していく見込みの中で、高齢者人口は更なる増加が見込まれています。
- 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するための地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。
- そのため、「市民を主役とした地域づくり・仲間づくり」及び「多職種協働による地域ケアの基盤整備」を更に進め、西東京市版地域包括ケアシステムの構築を深化・推進していくことが必要です。
- いつまでもだれもがいきいきと暮らしていくためには、高齢者自身の健康づくり・介護予防に対する意識向上を図る必要があります。
- 認知症の有病率は年齢とともに高まるため、今後、認知症の方やその家族が増加することが見込まれます。住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症への社会の理解を深め、認知症になっても安心して希望を持って暮らせるまちづくりが必要です。
- 今までの福祉サービスでは補えない多様なニーズへの対応、地域で助け合い、支え合う意識の醸成、増加が予想される認知症高齢者に対する支援の強化・充実が課題となっており、地域の力を活かした支え合いの仕組みづくりが求められています。

【関連する個別計画等】

- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組内容】

① 西東京市版地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

高齢者の住み慣れた地域での自分らしい暮らしを支えるために、市民の力と専門職のチーム力を活かした西東京市版地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に努めます。また、地域包括支援センターにおける相談機能の充実を図るとともに、他機関との連携により複合的な課題解決に向けた支援を行います。

② 介護予防の推進と介護サービスの充実

市民や事業者に対して介護予防の普及啓発を図るとともに、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターをはじめ、さまざまな専門職等の連携・協力体制を強化し、効果的な介護予防の取組を推進します。また、要介護・要支援となった高齢者が自立支援・重度化防止に資する質の高いサービスを受けられる環境づくりに取り組みます。

③ 認知症施策の推進

認知症の方とその家族への支援の充実を図るとともに、認知症の正しい知識の普及啓発や早期発見・早期対応の取組の推進、認知症の方を地域で支える体制構築等を行います。当事者の声や視点を重視しながら、認知症地域支援推進員が中心となって取り組みを推進します。

【主要事務事業】

※調整中

施策7-3 障害者福祉の充実

【施策目標】

障害のある人もない人もお互いが認め合い、支え合いながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるまちをめざします。

【現状と課題】

- 障害の種別にかかわらず、必要とするサービスを利用しながら、障害のある人本人が希望する地域で暮らし続けられるよう、障害福祉サービスの対象範囲の拡大やニーズの変化に応じて、在宅生活を支援するサービスの充実が必要です。
- 日常生活や社会生活を送る中で支援が必要な人は年々増加しており、子どもの障害の早期発見・早期療育の更なる充実や、高齢化への対応が課題となっています。
- 発達障害者や高次脳機能障害者、難病患者、医療的ケア児など、支援を必要とする人の態様が多様化していることから、本人や家族のニーズやライフステージに応じた支援の質の向上を図るとともに、施設や環境整備を、総合的かつ計画的に進めていく必要があります。
- 障害のある人やその家族、支援者等を支える取組の一層の充実を図るとともに、市民一人ひとりが障害や障害のある人への理解を深め、互いに支え合う社会の実現が求められています。
- 引き続き、障害や障害のある人に対する理解を深めるための普及・啓発活動に取り組むとともに、災害時に地域で見守り支え合える体制づくりの構築や、障害のある人の権利擁護、成年後見制度の利用を促進することにより、地域全体で障害がある人を支えていく必要があります。

【関連する個別計画等】

- 障害者基本計画
- 障害福祉計画・障害児福祉計画

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくり

障害のある人が、地域で自立した生活を送れるよう、地域全体で支える体制の充実や関係機関との連携を推進していきます。また、一人ひとりの状況やライフステージに応じた切れ目のない支援に努めるとともに、障害の状況に配慮した情報提供を行います。

② 新たなニーズや変化に対応するための福祉サービスの整備

社会保障関連費が増大する中で、個々のニーズを的確に把握し、市民が自身の選択や希望に応じた適切な支援を持続的に受けることができるように、福祉サービスのあり方や再編について検討していきます。

③ 障害や障害のある人に対する理解の促進

障害のある人たちがかけがえのない個人として尊重され、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて、障害や障害のある人に対する理解を深め、お互いを理解し合うために、社会的偏見や誤解をなくすための普及・啓発活動や交流の機会づくりを進めます。

【主要事務事業】

※調整中

施策7-4 社会保障制度の運営

【施策目標】

市民の健康と生活の安定のため、社会保障制度の適正で健全な運営に努めます。

【現状と課題】

- 少子高齢化の進展や就業構造の変化、経済成長の先行きが不透明な状況などにより、日本の社会保障制度の運営は大変厳しい状況が続いており、持続可能な制度運営が求められています。
- 生活保護制度における自立支援の強化や生活困窮者の自立支援の強化等の国の動向を踏まえつつ、生活困窮からの早期脱却を目指した支援に取り組む必要があります。
- 現行の国民健康保険制度には、被保険者の年齢が高く医療費水準が高い、低所得者が多く保険料の確保が困難である等の構造的問題があります。引き続き、国民健康保険財政の健全化に努めるとともに、医療費の適正化に向けた取組を進める必要があります。
- 2040年頃には高齢者人口がピークを迎え、特に85歳以上人口の割合が高まる中で、これまで以上に介護サービスの需要が高まり、給付費の増加が見込まれます。こうした状況においても、必要なサービスが適切に提供されるよう介護保険制度の安定的な運営に資する取組に努める必要があります。

【関連する個別計画等】

- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 国民健康保険財政健全化計画

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 生活の安定と自立のための幅広い支援

生活保護制度の適正な運営を進めるとともに、生活保護受給者の自立を促すための支援体制の充実や生活保護に至る前の生活困窮者の支援などを行い、生活の安定と社会的な自立、社会とつながることによる孤立の防止などに取り組みます。

② 国民健康保険制度の健全な運営

保険料の見直しや徴収率の向上による財政の改善を図ります。また、市民への制度理解の啓発活動を推進するとともに、特定健康診査等を通じた疾病予防の推進など、医療費の適正化に向けたさまざまな取組を進めます。

③ 高齢者の医療保険制度の健全な運営

高齢者医療制度に関する理解をより深めるため、制度の見直しに関する周知・啓発を図ります。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、高齢者の抱える多様な課題に対応した、きめ細かな支援を実施します。

④ 介護保険制度の健全な運営

中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、介護サービス基盤の計画的な整備を進めます。また、給付適正化事業の取組の内容の充実など、保険者機能の強化とともに、西東京市版地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護事業所への支援等に取り組みます。

【主要事務事業】

※調整中

基本施策8 いつまでも健康で元気に暮らすため

施策8-1 健康づくりの推進

施策8-2 高齢者の社会活動や生きがいづくりの充実

施策8-3 障害者の社会参加の推進

施策8-1 健康づくりの推進

【施策目標】

一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりに取り組み、健やかで心豊かに生活できるまちをめざします。

【現状と課題】

- 生涯にわたり健康に暮らしていくために、市民一人ひとりが自身の健康課題に気づき、健康意識を高め、行動変容につなげる必要があります。
- 疾病の早期発見・早期治療のためには、健康診査・がん検診の受診率向上を図ることが重要です。
- 乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた健康教育・食育、健康づくりに関する情報提供が重要です。
- 住み慣れた地域で暮らし続けるための地域医療連携体制を推進するとともに、より効果的な健康づくり施策を展開するために、関係機関や健康づくり活動を行う団体との協力・連携を進める必要があります。
- 本市における自殺死亡率は、国や都と比較するとおおむね低く推移しているものの、「誰も自殺に追い込まれることのない地域づくり」を目指して、生きる支援の推進を図っていく必要があります。
- 社会とのつながりが心と体の健康に影響を与えることから、地域活動への参加を通じ、地域とのつながりを持ちながら暮らしていくことが大切です。

【関連する個別計画等】

- ・健康づくり推進プラン
- ・生きる支援推進計画

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 市民の主体的な健康づくりの支援

健康に関する情報提供、健康教育・相談事業の実施により、市民の健康意識を高めるとともに、生活習慣の改善に加え、がんや生活習慣病の発症予防及び重症化予防を図ります。また、健康診査・がん検診・予防接種などの受診率の向上のための取組を強化することで、疾病の早期発見・早期治療に努めます。

② 生涯にわたるライフステージに応じた健康づくりの支援

病気と介護の予防のための相談や健（検）診の充実、乳幼児とその保護者や妊産婦に対する相談や健康管理など、一人ひとりのライフステージにおける健康づくりに向けて、きめ細かな支援を進めます。

③ 地域医療連携体制の充実

日頃から安心して相談や診察を受けることができる、かかりつけ医、歯科医、薬局の普及を進めます。また、保健・福祉・医療の連携による在宅医療等のサポート体制の構築を進め、かかりつけ医と救急医療・高度医療の機能を持つ地域の中核病院などとの連携の強化や、医療機関相互の広域的な連携による医療の充実を要請していきます。

④ 「健康」応援都市の実現

健康寿命の延伸に向けて、個人の行動と健康状態の改善に加えて、地域での市民が健康づくりや運動を行うことのできる公園等の場所の整備や居場所づくり、社会参加等による社会とのつながりづくりの強化、自らの健康情報を入手できる仕組みづくり、SNSや健康アプリなどのIT技術の活用など、地域環境の充実に取り組みます。また、まちなかに休憩できる場所を設置するなど、まち全体で健康づくりを進めます。

⑤ 心の健康づくりの支援

健康問題、過労、生活困窮、家庭問題など、個人の問題と捉えるのではなく、支援につながることで解決できる場合もあるとの認識に立って「生きる支援」の推進を図ります。特に、個人や地域において、「生きることの促進要因」を増やす取組と、「生きることの阻害要因」を減らす取組の双方をあわせて進めます。

【主要事務事業】

※調整中

施策8-2 高齢者の社会活動や生きがいづくりの充実

【施策目標】

高齢者が自身の知識や経験を活かして生きがいを持っていきいきと楽しく活躍できるまちをめざします。

【現状と課題】

- 本市の高齢者人口は今後も増加する見込みであることから、高齢者がこれまでの経験等を活かし、地域の一員として、役割を持って活躍し、生きがいを感じることができる仕組みづくりが重要です。
- 社会とのつながりを失うことで、心身が老い衰えるフレイル（虚弱状態）の最初のきっかけになることから、就労やボランティア活動、学習やスポーツ・レクリエーション活動などを通じて、社会に参加していくことが重要です。
- 高齢者が知識や経験を活かしながら地域で活躍できるよう、企業、NPO、大学等との連携を促進し、より多様な活動機会を創出するとともに、就労的活動も含めたボランティア等への支援の充実が求められます。

【関連する個別計画等】

- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組内容】

① 高齢者の社会参加への支援

高齢者一人ひとりがそれぞれの興味や関心、趣味や特技、知識や経験に基づいて、多様な社会活動に参加できるよう、ニーズに応じた相談支援や情報提供を進めます。また、教養、文化芸術、スポーツ・レクリエーションなどの活動に参加したり、学習や発表したりすることのできる機会や、高齢者が日常的に通える場の充実を図ります。

② フレイル予防の推進

フレイル予防に対する市民の意識啓発を促進します。また、元気なうちに、心身が老い衰えるフレイル（虚弱状態）にならないよう、栄養、運動、社会参加に一体的に取り組みます。

【主要事務事業】

※調整中

施策8-3 障害者の社会参加の推進

【施策目標】

障害のある人が、地域の一員として、それぞれの能力・スキルを活かし、自分らしく活躍できるまちをめざします。

【現状と課題】

- 障害のある人一人ひとりがかけがえない個人として尊重され、障害の有無にかかわらず、だれもが地域の一員として、お互いの個性を尊重し合い、支え合う地域共生社会の実現が求められています。
- 障害のある人が、それぞれの知識・スキルを活かした就労を実現できるよう、障害者就労支援センター「一歩」を拠点とし、障害者雇用に取り組む意欲ある民間企業と連携し、能力を考慮した、多様な働き方、多様な勤務形態の雇用の確保に努める必要があります。
- 障害のある人が地域を中心とした活動に参加しやすくなるよう、障害に関する理解を深めるとともに、地域の人との交流を進めていくことが重要です。また、障害のある人が地域で活躍できる多様な機会や場づくりが求められています。

【関連する個別計画等】

- ・障害者基本計画
- ・障害福祉計画・障害児福祉計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組内容】

① 障害のある人の特性に応じた多様な社会参加の促進

障害のある人の自己決定が尊重され、社会参加できるよう、地域交流や普及啓発を推進し進めるとともに、障害のある人が地域の一員として、いきいきと活動できる仕組みづくりを進めます。また、外出のための移動支援や文化芸術、スポーツ・レクリエーション活動への参加支援など、さまざまなサービスを進めます。

② 障害のある人の雇用・就労の促進

障害のある人がその人に合った就労ができるよう、障害者就労支援センター「一歩」や公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校及び関係団体との連携を進め、雇用の促進や就労の場の確保に努めます。また、就労に向けた社会参加等の機会づくりや就労の継続・定着のための適切な支援が受けられるようサービス提供体制の確保を進めます。

【主要事務事業】

※調整中

基本施策9 暮らしの中で身近にみどりを感じるために

施策9-1 みどりの保全・活用

施策9-2 みどりの空間の創出

施策9-1 みどりの保全・活用

【施策目標】

公園・緑地や農地、雑木林などの暮らしに身近なみどりを保全、活用するまちをめざします。

【現状と課題】

- 市内には公園や農地などのみどりが存在していますが、都市化とともにみどりが減少する傾向にあります。そのため、風土や歴史など地域の成り立ちを踏まえた特徴あるみどりを継承していくことが求められています。
- 身近にみどりを感じられる良好な環境を次世代に引き継いでいくためには、公園施設のバランスのとれた配置を視野に入れつつ、民間活力の活用についても検討するとともに、身近な農地を保全・活用する取組を進めることにより、貴重なみどりの空間を確保することも必要です。
- 西原自然公園や下保谷四丁目特別緑地保全地区など、大きな面積を有する特色あるみどりの施設では、市民ボランティアとの協働によるみどりの保全・活用の取組を進めています。協働による活動が一層広がるよう、多様な世代の公園ボランティアの育成に取り組む必要があります。
- 生産緑地の宅地化等が今後も進むことが予想されることから、生産緑地にかかわる制度の改正・創設に伴う都市農地の貸借や農業者の経営改善について、更なる取組の推進が課題となっています。

【関連する個別計画等】

- ・都市計画マスタープラン
- ・みどりの基本計画
- ・農業振興計画
- ・公園配置計画

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① みどりを保全する仕組みの形成

市民、事業者、行政などの多様な主体がともにみどりの重要性を理解し、互いの協力のもと、みどりの保全に取り組みます。そのため、みどりに関する情報の積極的な発信やイベントの開催などにより、みどりの大切さについての理解促進を図ります。また、市民との協働による公園や緑地などの維持・管理、民有地における樹林・樹木の保存の支援、公園ボランティアの育成などを進めます。

② 農地の保全につながる取組の推進

農地の多面的な機能の活用を促進するために、市民が農業とふれあい、交流する機会を提供し、農地の保全に対する理解を深める取組に努めます。また、農地の保全や新たな価値を創造するため、農業者や市民団体、民間企業、大学など地域の多様な主体と連携できる仕組みの形成を推進します。

③ 公園等の適切な維持管理

既存の公園等について、利用者の安全確保を第一として、施設の老朽化や樹木の老木化等に対して、適切な維持・管理に努めます。また、市民サービスの向上を図るため、公園指定管理者制度の拡大を検討します。

【主要事務事業】

※調整中

施策9-2 みどりの空間の創出

【施策目標】

公園・緑地、道路や公共施設などの身近な場所での緑化を進め、みどりのネットワークの形成をめざします。

【現状と課題】

- 人口減少や少子高齢化の進展、市民ニーズの多様化に伴い、公園に求められる機能や公園を取り巻く状況も大きく変化しています。
- 本市は、近隣他市と比べると一人当たりの公園面積が少なく、配置の地域格差も課題となっています。また、開発に伴って提供される小規模な公園や緑地が市内に分散していることから、その維持管理が大きな課題となっています。
- 身近に点在する公園等のみどりの空間を、市民のコミュニティ形成や健康づくりの場として活用するとともに、日常的にみどりに親しめる魅力的なライフスタイルの創出やまちを回遊し楽しむための場として活かしていくことが求められています。
- そのため、公共施設の緑化や民有地の緑化支援、市民協働や民間活力の導入などによる公園の活用及び新たなみどりの創出などの取組が必要です。
- 大規模公園については、計画的な公園のリニューアルによって、個性を活かした特色ある公園づくりの推進に取り組む必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・みどりの基本計画
- ・公園配置計画

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 公園・緑地の充実

市域全体の公園・緑地の配置バランスを考慮し、借地公園や解除された生産緑地などの買取りを含めた公園配置・整備などの検討を進めます。また、既存の大規模な公園・緑地については、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が楽しむことができる拠点として、市民の声を反映した整備・充実に取り組みます。

② 身近なみどりの創出

市民との協働によりみどりを保全し、創出する取組を推進します。また、民有地における緑化推進について、市民や事業者が主体的に取り組むことを促す取組を進めるとともに、公共施設や街路空間などの緑化を引き続き推進します。

③ みどりのネットワークの形成

市内に点在するみどりをつなげ、みどりのネットワークを形成することで、みどりの質の向上を図ります。また、既存の質の高いみどりについては、積極的に保全し、活用を図ります。

【主要事務事業】

※調整中

基本施策10 環境に配慮した持続可能な社会を構築するために

施策10-1 ゼロカーボンシティの推進

施策10-2 循環型社会の構築

施策10-3 生活環境の維持

施策 10-1 ゼロカーボンシティの推進

【施策目標】

市民、事業者、行政の協働による脱炭素社会の実現をめざします。

【現状と課題】

- 近年、地球温暖化によって、国内外でさまざまな気象災害が発生しており、その要因である温室効果ガスの抑制が課題となっています。
- 本市では、令和4年2月に「西東京市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しています。ゼロカーボンシティの実現に向けて、市全体で脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるとともに、環境意識の醸成を図るため、あらゆる世代に対して環境教育を推進していく必要があります。
- 市民一人ひとりが環境問題に取り組むために、市民活動団体・事業者などとも連携しながら、身近な環境問題を題材とした環境学習活動や情報提供などの更なる充実を図り、環境意識の啓発に向けた取組が重要です。

【関連する個別計画等】

- ・地球温暖化対策実行計画・区域施策編（環境基本計画に包含）
- ・地球温暖化対策実行計画・事務事業編

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 市民、事業者、行政の環境を大切にす意識づくり

市民、事業者、行政による環境配慮意識の醸成や、環境配慮行動の促進を図るために、環境学習の機会や環境情報の提供などの取組の更なる充実を図ります。また、環境フェスティバルなどを活用して環境情報を幅広く市民に提供するとともに、一人ひとりの行動につながるための取組を進めます。

② 公共施設から排出される温室効果ガスの削減

行政においては、環境マネジメントシステムの運用などに率先して取り組み、環境施策の実施状況の点検を定期的に行うとともに環境負荷の低減に努めます。また、西東京市地球温暖化対策実行計画・事務事業編に基づき、職員の環境配慮行動や事務事業において排出される温室効果ガスの抑制のための対策に引き続き取り組みます。あわせて、公共施設における照明設備のLED化、省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の導入を図り、温室効果ガスの削減に努めます。

③ 市内から排出される温室効果ガスの削減

エコプラザ西東京を拠点とした情報の共有・活用を推進し、地球温暖化対策に対する市民の理解を深めます。また、地球温暖化対策実行計画・区域施策編に基づき、市民、事業者、行政が一体となり、省資源・省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及促進などに取り組みます。

【主要事務事業】

※調整中

施策 10-2 循環型社会の構築

【施策目標】

ごみの発生抑制と資源の有効利用を進め、環境負荷の少ない循環型のまちをめざします。

【現状と課題】

- ごみの分別や資源化等に対する取組により、本市では全国でも高い減量実績を示していましたが、生活様式の変化に伴い、家庭から排出されるごみについては増加傾向に転じています。
- 市民、事業者、行政がそれぞれの役割を定め、三者の協働により、「ごみをごみとしない」ことを目指し、ごみの発生抑制や資源化の推進に取り組み、循環型社会の構築を一層進めることが求められています。
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、事業者、自治体、消費者が連携しながら、プラスチックのライフサイクル全般における資源循環の取組が位置づけられ、今後は製品プラスチックの資源化に向けた取組の検討が必要です。
- 食品ロスに関する記載（調整中）

【関連する個別計画等】

- ・一般廃棄物処理基本計画
- ・分別収集計画

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① ごみの発生抑制・再使用・再生使用及び廃棄物処理対策の推進

エコプラザ西東京を拠点として、ごみを出さないライフスタイルの定着を目指して、4R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）を促進するための意識啓発や新たな情報提供手段の検討などを行います。また、自治会・町内会などを中心に行われている、ごみ・資源物の集団回収活動を継続して実施します。

最終処分場の延命化を図るため、焼却灰のエコセメント化事業を継続して推進し、搬入配分量の削減を進めます。

② 民間との連携（仮）

（記載内容調整中）

③ 食品ロスの抑制とフードドライブの推進

（記載内容調整中）

【主要事務事業】

※調整中

施策 10-3 生活環境の維持

【施策目標】

公害等の防止対策や身近な環境美化に取り組み、生活環境が良好なまちをめざします。

【現状と課題】

- 本市における公害にかかわる苦情の多くは、騒音や振動に関するものとなっています。特に、一時的な工事等に伴うものではない日常的・継続的な騒音や振動については、引き続き、調査・指導等を行い、防止や緩和に努めることが必要です。
- 光化学スモッグや PM2.5 などによる大気汚染については、その発生要因についての周知等を行っていますが、大気汚染や河川の水質汚染などの公害の未然防止は引き続き重要な課題であり、その対策については、国、東京都、近隣自治体と協力・連携を図りながら取り組む必要があります。
- 今後は、石綿（アスベスト）を含む建材で造られた建築物が耐用年数を超過し、解体・改修工事が増えてくることが予想されています。大気汚染防止法の改正に伴い、環境汚染の未然防止及び生活環境の保全に努めることが必要です。
- 本市では、公共の場所での喫煙による煙の害やポイ捨てによるまちの美観が損なわれないよう、その防止のための啓発活動を行っており、まちの美化を推進する取組を継続していく必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・環境基本計画

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 大気汚染などの公害の防止

大気、水質、地下水、騒音、振動などの継続的な調査やモニタリングなどにより、問題の早期発見に努めます。また、放射性物質や PM2.5 などの広域的な問題への対策のために、国や東京都、近隣自治体などと連携して対応していきます。さらに、大気汚染防止対策の一つとして、低公害車や電気自動車などの普及啓発に努めます。

② まちの美化の推進

市内の公共の場所における路上喫煙やポイ捨ての抑制と防止のために、清掃活動やマナーの向上を呼びかける啓発活動に取り組みます。

【主要事務事業】

※調整中

基本施策11 快適で魅力的な住みやすいまちで暮らすために

施策11-1 住みやすい住環境の整備

施策11-2 体系的な道路ネットワークの整備

施策11-3 人と環境にやさしい交通環境の整備

施策 11-1 住みやすい住環境の整備

【施策目標】

地域の特色を活かしたゆとりある住環境を維持し、住みやすい魅力あるまちを創ります。

【現状と課題】

- 住み続けたい・住んでみたいと思える魅力ある住環境を保全・形成するためには、それぞれの地域の特性にふさわしい土地利用を促進する中で、地域の環境と調和がとれた都市開発の誘導及び景観の整備、身近なみどりなど地域の特色を活かした愛着がわく美しいまちなみの整備等を進める必要があります。
- 特に、多くの人々が利用する駅周辺などにおいては、市民、事業者、行政との協働により、にぎわいのあるまちなみづくりや住みやすさを支援する都市機能の誘導、ユニバーサルデザインの導入及びバリアフリー化を更に進めることが課題となっています。
- 全国的に空き家は増加傾向にあり、防犯、防災、衛生、景観等の面で、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性が指摘されています。本市では、市内の空き家の流通促進と建物等の継続利用による空き家の発生予防を図るため、空き家情報登録制度「西東京市空き家バンク」を創設しました。今後は、この制度を活用しながら、良好な住環境の保全に努める必要があります。
- 高齢者単身世帯の割合の増加などに伴う居室内での事故や孤独死等のリスクの高まりを背景に、高齢者や障害のある人、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者が入居を拒まれるケースがみられ、安心して暮らせる住宅の確保を支援する必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・都市計画マスタープラン（立地適正化計画を含む）
- ・住宅マスタープラン
- ・空き家等対策計画
- ・人にやさしいまちづくり推進計画
- ・橋梁長寿命化修繕計画
- ・下水道プラン

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 身近にみどりが感じられる美しいまち並みづくりの推進

適正な建築基準行政を推進するとともに、景観づくりのルール化などに取り組みます。また、市民、事業者、行政が連携して、みどりの保全や地域の特性を活かしたまちなみづくり、景観に配慮した開発の誘導、住みやすい住環境の推進などに取り組みます。

② 駅周辺や各地域の特性に応じた特色あるまちづくりの推進

都市機能の向上等が望まれる駅周辺については、にぎわいと交流があるまちづくりを目指し、まちの顔にふさわしい都市機能の誘導を進めます。また、各地域においては、権利者や事業者、商業者などの関係者等との連携を強化し、市民の意見を取り入れながら、それぞれの地域の特色を活かしたまちづくりを進めます。

③ 要配慮者の住まいの確保の支援

住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいを確保するための支援に取り組みます。

④ だれもが利用しやすいまちづくりの推進

だれもが不自由なく外出時の移動や公共施設などの利用ができるよう、ユニバーサルデザインの導入を進めます。また、老朽化が進む都市基盤に関しては、計画的な更新や長寿命化対策についての検討を行います。

⑤ 良好な住環境の保全・形成の推進

市民への空き家に対する意識啓発を行い、空き家の発生予防に取り組みます。また、市民・事業者・所有者等と連携・協力して、空き家等の発生抑制に努めます。さらに、既に発生している空き家等については、所有者に対して必要な情報提供を行い、利活用の促進や適切な管理支援を行います。

【主要事務事業】

※調整中

施策 11-2 体系的な道路ネットワークの整備

【施策目標】

計画的な道路整備や維持管理を行い、安全性や防災性、交通利便性の高いまちをめざします。

【現状と課題】

- 地域の骨格を形成する幹線道路である都市計画道路は、交通を安全で円滑に処理するだけでなく、延焼の防止等の防災空間、沿道環境を保全するための環境空間、ライフラインの収容空間などの多様な機能を担う重要な都市基盤です。これまで都市計画道路等の整備を進めてきましたが、いまだ整備率は低い水準にあります。
- 幹線道路に囲まれた生活道路は、日常的な交通利便性や安全性、快適性を確保するため、体系的な道路ネットワークを形成することが必要です。
- 市内の踏切については、交通のボトルネックとなっており、長期的には道路と鉄道の立体交差化による踏切の解消が検討されていますが、あわせて、歩行者の安全性確保を目的とした短期的な対策を実施する必要があります。
- 橋梁や道路の機能を適正に発揮し続けるためには、経年劣化に加え、地震等の災害にも耐える必要があります。そのため、防災・安全性について向上を図ることが必要です。
- 近年、大型の台風や局地的な豪雨により、各地で浸水被害を受けることがあり、市内においては、河川や水路において浸水想定区域が存在します。豪雨等による道路冠水の対策として、幹線道路の整備にあわせて、雨水幹線等の整備を検討する必要があります。

【関連する個別計画等】

- 都市計画マスタープラン
- 道路整備計画
- 橋梁長寿命化修繕計画
- 無電柱化推進計画

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 道路ネットワークの充実

市民の利便性の向上や慢性的な交通渋滞の解消、生活道路における通過交通の抑制、防災性の向上を図るため、都市計画道路等の幹線道路の整備を計画的に進めます。また、連続立体交差化事業の推進や、市内の踏切について歩行者の安全確保を第一とした取組を検討します。

② 道路等の適切な維持管理

地域内の移動を支える生活道路については、地域住民の意見を踏まえながら、必要に応じて道路の部分改良や補修等を行います。また、橋梁等については、防災・安全性能を維持するために必要な修繕等を計画的に進めます。

③ 安全な歩行空間の確保

安全な歩行空間の確保に向け、部分的な歩道の新設・拡幅を検討します。また、幹線道路等の整備にあわせた無電柱化を計画的に進めます。

【主要事務事業】

※調整中

施策 11-3 人と環境にやさしい交通環境の整備

【施策目標】

だれもが日常生活で安全性、利便性、快適性を享受できる総合的な交通環境づくりを進めます。

【現状と課題】

- 市民の移動需要に応じたコミュニティバス「はなバス」の運行改善、新たな公共交通手段の検討に取り組むとともに、技術革新等を見据え、交通事業者やNPOなどの多様な主体と連携しながら、自転車と歩行者、車が共存する安全な道路環境の実現に取り組む必要があります。また、鉄道・バス・タクシー・自転車等の乗り換えを行う交通結節点の利用環境の向上を図ることが必要です。
- 近年、環境にやさしいことや健康志向の高まり、体力づくりや気分転換などの理由から、自転車利用者が増えている一方、利用時のマナーや安全確保が問題となっています。利用者マナーの向上に向けた啓発等に取り組むとともに、需要に応じた自転車駐車場の整備や放置自転車対策を進めます。また、走行空間の確保やシェアサイクルの普及促進に向けた検討など、自転車を活用したまちづくりを進めることが求められています。
- 今後は、高齢化の更なる進展に加え、ユニバーサルデザインの視点から、市民の移動ニーズに応じた支援の検討をする必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・都市計画マスタープラン
- ・道路整備計画
- ・交通計画
- ・交通安全計画
- ・地域福祉計画
- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ・障害者基本計画

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 体系的な交通ネットワーク整備の推進

すべての人にやさしく、環境に配慮した安全・安心な交通体系の実現に向けて取り組みます。また、市民ニーズや利用実態を踏まえた「はなバス」の効率的な運行に努めるとともに、徒歩や自転車などの環境にやさしい移動手段への転換を図るため、シェアサイクルの普及促進に向けた検討を進めます。

② 歩行者、自転車、車が共存するまちづくりの推進

一定規模以上の幅員を有する幹線道路においては、道路空間の再配分を検討します。その他の道路については、歩行者、自転車、車それぞれの通行状況に応じた安全対策などの検討を進めます。

③ 移動支援のあり方の検討

既存の公共交通では対応できない公共交通空白地域・不便地域への移動手段について、ユニバーサルデザインの視点を踏まえて検討します。

【主要事務事業】

※調整中

基本施策12 安全で安心して暮らすために

施策12-1 災害や地域の危機に強いまちづくりの推進

施策12-2 防犯・交通安全の推進

施策 12-1 災害や地域の危機に強いまちづくりの推進

【施策目標】

市民の生命や財産を守るため、非常時における危機管理体制を強化し、地域の防災力を高めることで、安全・安心かつ強靱なまちをめざします。

【現状と課題】

- 東京都では、令和4年に、首都直下型地震等による東京の被害想定を10年ぶりに見直しました。多摩地域に大きな影響を及ぼす恐れのある地震である多摩東部直下地震の発生確率は、今後30年以内に70%とされています。
- いつどこで起きるのかわからない災害等の被害を最小限に食い止めることができるようにするため、公助として防災基盤や情報提供手段の整備、耐震化対策、雨水溢水対策等を引き続き進めていくとともに、災害対策や危機管理に向けた組織体制の構築を、更に推進していく必要があります。
- また、「自らの命は自らが守る」「自らの地域は自らが守る」という考え方のもと、市民が地域の災害リスクを正しく理解し、事前の備えである自助や、非常時に市民同士で助け合う共助の取組も、強く後押しする必要があります。
- そのため、備品等の備えや、家具の固定等、防災意識の啓発に取り組むとともに、大規模災害を想定した防災訓練、災害時における要配慮者への支援訓練、市民、事業者、関係者の防災意識の向上など、地域コミュニティにおける防災意識の醸成を図る必要があります。

【関連する個別計画等】

- 国土強靱化地域計画
- 地域防災計画
- 国民保護計画
- 下水道プラン
- 耐震改修促進計画

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 防災基盤の整備の推進

自助・共助・公助の認識に基づく防災対策とともに、防火水槽・消火栓、防災行政無線などの整備・更新に取り組みます。また、災害時に備えた備蓄品の充実を図るとともに、災害が発生又は発生が予想される場合の情報伝達や連絡体制の強化、緊急情報の効果的な提供に努めます。

② 災害時の協力体制の確保

災害時における市民との協力体制を構築・強化します。また、地域、関係機関、行政が連携して、災害を想定した訓練や協力体制の構築に向けた取組を行うとともに、災害時においてスムーズな避難ができるよう、子どもや女性、高齢者や障害のある人、外国人などに配慮した対策や要配慮者への支援の仕組みづくりに努めます。

③ 雨水溢水対策の充実

雨水管の計画的な整備などによる雨水溢水対策の強化を図ります。また、公共施設や家庭などの貯留・浸透施設などの整備を促進します。

④ 耐震化対策の促進

公共施設や緊急輸送道路沿道の建築物などの耐震化を進めます。また、民間建築物に対する耐震診断・耐震改修などの充実を図ります。

【主要事務事業】

※調整中

施策 12-2 防犯・交通安全の推進

【施策目標】

市民や地域、関係機関と連携し、だれもが安心して暮らせる安全なまちをめざします。

【現状と課題】

- 地域の安全・安心を確保するためには、警察や関係機関と協働し、市民や子どもの安全意識を高め、犯罪や交通事故を減らすことを目指して、防犯・交通安全の継続した取組みが不可欠です。
- 平成 14 年をピークに減少を続けてきた刑法犯認知件数が、令和 4 年に 20 年ぶりに前年比増加となりました。高齢者を狙った特殊詐欺関連事件や若年層・企業が被害を受けるサイバー事件など犯罪が多種多様化しており、被害防止のためには、警察をはじめとした関係機関と更に連携を密にし、あらゆる世代において防犯力を強化することが必要です。
- 消費者トラブルについては、その事案が多様化・複雑化しているため、引き続き、市民がトラブルに巻き込まれないための防止策の構築や、迅速でわかりやすい情報提供に取り組むことも重要です。あわせて、成年年齢の引き下げに伴う、若年層における消費被害防止への対策が必要です。

【関連する個別計画等】

- ・地域防災計画
- ・交通安全計画

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 市民と連携した防犯体制の強化

関係機関と連携し、防犯活動団体などへの情報提供や支援を行い、市民の防犯意識や巧妙化する特殊詐欺等への意識の向上を図るとともに、市内の見守り活動を強化し、犯罪が起きにくい環境づくりを進めます。

② 市民と連携した交通安全の推進

市民、地域、学校、警察、行政が連携して、子どもの見守りや交通安全の取組を強化するとともに市民の意識啓発に取り組みます。また、自転車の安全利用に向けた取組を進めます。

③ 消費者トラブルの未然防止

複雑化・高度化する消費者トラブルに対応するため、関係機関との連携により、配慮を要する消費者を見守るネットワークを強化します。また、トラブルにあわないための取組として、消費者教育の推進や積極的な情報提供に努めます。

【主要事務事業】

※調整中

基本施策13 産業が活性化して活力のあるまちになるために

施策13-1 産業の振興

施策13-2 起業・創業支援の充実

施策 13-1 産業の振興

【施策目標】

地域に根ざした農業・商工業を振興し、暮らしを支える産業が活発なまちをめざします。

【現状と課題】

- 農業においては、農業者数や農地（生産緑地）面積が年々減少の傾向にあります。一方、新鮮で安全・安心な農産物が身近で手に入ることが高く評価されるとともに、自ら農作物を育てたいという市民ニーズも高まっています。
- 都市と農業が共生するまちの実現に向けて、持続可能な農業経営の環境を整えるとともに、都市農業の多様な機能を適切かつ十分に発揮できるよう、地域に密着した農業の振興に取り組むことが必要です。
- 商工業については、商店の廃業などによる空き店舗の増加、中小企業における人材不足や後継者の確保が課題となっています。個々の商工業者の経営の維持・発展につながる経営診断や相談機能の充実を図るほか、イベントなどの開催や空き店舗の活用などを通して商店街の振興に取り組む必要があります。また、市内の中小企業に対する支援を継続し、地域の雇用促進につなげることも重要です。
- これらの多岐にわたる産業振興の取組を進めるには、地域資源を活用しながら地域の価値や市民の愛着を高められるよう、農業・商工業従事者だけでなく、行政や市民、大学、金融機関等の連携を一層強め、市内経済の活性化と好循環につなげていく必要があります。

【関連する個別計画等】

- 産業振興マスタープラン
- 農業振興計画

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 農業経営の促進と農地保全

J Aや農業生産団体と連携し、市内農産物のブランディングや生産・流通等の体制支援を進め、持続可能な農業経営の環境づくりを支援します。また、生産緑地の貸借を可能とする仕組みの活用等により、農地の保全に取り組みます。

② 都市農業の魅力向上と理解促進

直売所の情報提供や西東京市農産物キャラクター「めぐみちゃん」の活用等により、市民が市内産農産物の魅力に触れる機会を充実します。また、市民が農業・農地とふれあい、都市農業への理解を深める事業を推進します。

③ 多様な商工業の振興

商店街の組織力の強化や新たな価値の創出により、多くの人が行き交う活気のある商店街づくりを支援します。また、商店街内にある空き店舗の活用や、消費者ニーズを踏まえた利用しやすい環境づくりに取り組みます。

地域経済の活性化をけん引する商工業の振興のために、関係機関と連携し、中小企業などの経営の安定化と経営基盤の強化を図ります。

④ 産学公連携の推進

市内の大学、事業者、行政の連携を更に拡充させ、地域資源、知的資源、技術力の活用などを推進するとともに、地域の特色を活かした戦略的な商業振興を進めます。また、産学公の連携促進のための調査・研究や異業種交流などに取り組みます。

⑤ 地域労働環境の向上

公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携した就業支援や、安心して働き続けられるための労働環境づくりに向けた取組を進めます。

【主要事務事業】

※調整中

施策 13-2 起業・創業支援の充実

【施策目標】

起業・創業に対する支援を充実させ、地域が活性化するまちをめざします。

【現状と課題】

- 国や東京都では、スタートアップ（新興企業）の活動を応援するため、補助制度や金融機関と連携した融資制度の創設、人材確保支援などの取組を強化しています。
- 本市においては、「創業するなら西東京市」を掲げ、さまざまな起業・創業支援の取組を進めてきました。引き続き、新たな産業が根付き、地域の産業として発展できるよう、また、新たなチャレンジができる活力あるまちとなるため、分野横断的な連携及び本市独自の創業支援事業の活用促進に向けて、更に取組を推進する必要があります。
- 多様な働き方のニーズへの対応及びより魅力的で活力ある地域の創出の観点から、女性の働き方サポートにも取り組んできました。今後は、子育て世代の女性を中心として、若者や高齢者などによる起業・創業及び就労を支援するための取組を更に推進する必要があります。
- 新しい生活様式に対応した事業への業態変換や働き方の変化が起きており、創業支援セミナーの参加者数や創業者数が増えています。起業・創業をサポートするだけでなく、事業を継続できるよう、市内事業者や創業者同士をつなぐ場を創出する必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・産業振興マスタープラン

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 起業・創業に対する支援や環境整備の推進

市と西東京創業支援・経営革新相談センターが連携し、創業に関する融資あっせん制度の案内のほか、相談・助言、創業スクールの実施など、起業・創業に向けた環境整備を推進します。また、創業者が事業継続できるよう、事業者同士の交流の場やビジネスマッチングの機会の創出に取り組みます。

② 多様な働き方の実現に向けた支援

子育て世代の女性や若者、高齢者などによる起業・創業及び就労を支援するためのセミナーやイベント等を開催します。また、事業者同士の交流の場やビジネスマッチングの機会の創出に取り組みます。

【主要事務事業】

※調整中

基本施策14 にぎわいのある魅力的なまちになるために

施策14-1 まちの魅力の創造

施策 14-1 まちの魅力の創造

【施策目標】

自然や歴史、文化芸術などの地域資源を活かし、まちの魅力を向上させるとともに、市内外へのシティプロモーションに積極的に取り組みます。

【現状と課題】

- 人が集う魅力的なまちであるためには、市外からも人を呼び込めるよう、まちの魅力を高め、その魅力を十分にアピールしていくことが必要です。
- 市民や事業者、大学などさまざまな主体と連携し、地域の歴史や文化芸術、自然環境、産業など多様な地域資源を活かしながら、地域のひと・もの・ことの魅力を最大限に引き出した「西東京ブランド」の構築を進めることが重要です。
- 市外からの玄関口となる駅周辺については、地域ごとの特性を踏まえ、にぎわい・交流の拠点としての機能充実にに向けた検討を進める必要があります。
- 駅前情報発信拠点を活かした効果的な情報発信に向けて、事業者との更なる連携強化や、多様な情報媒体を駆使した積極的なシティプロモーションの展開が求められています。

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 地域資源の利活用の推進

市民の持っている魅力（ひと）や自然環境、文化財、特産物などの地域資源（もの）、交流や機会（こと）などのさまざまな資源を有効に利活用することで、人が集う魅力あるまちづくりを進めます。また、デジタル技術の活用等も含め、西東京市の魅力を広く周知し、まちの魅力の向上につなげます。

② 地域の魅力を活かしたまち歩きの推進

水とみどりに親しめる空間やまちを歩いて楽しめる環境を活かしたまちづくりを進めます。また、市内に点在する公園や歴史資源と散歩道などをネットワーク化させ、だれもがまち歩きを楽しむことができる取組を行います。

③ 市内外に向けた情報発信の強化

まちの魅力を市内外にアピールするため、ホームページ等の情報手段の活用による積極的な情報発信に取り組みます。また、広く浸透しているSNSなどの利用や西東京市マスコットキャラクター「いこいな」や西東京市PR親善大使の活用により、幅広い年代に情報を伝えるための取組を進めます。

【主要事務事業】

※調整中

基本施策15 多様な学びと文化芸術・スポーツが息づくために

施策15-1 生涯学習環境と主体的な学びの機会の充実

施策15-2 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策15-3 文化芸術の振興と文化財の保護

施策 15-1 生涯学習環境と主体的な学びの機会の充実

【施策目標】

多様な学習機会の充実を図り、生涯にわたって、いつでも、どこでも学びの機会が身近にあるまちをめざします。

【現状と課題】

- 人生 100 年時代を見据え、だれもが、地域の中で主体的に学び続けていける生涯学習の機会の充実は、今後ますます重要となります。
- 学習情報提供に対する市民の高い関心に応えられるよう、今後はより一層効果的な情報提供を展開する体制を整えるとともに、生涯学習を通じた市民の地域社会への参加意識を醸成し、学習成果を活かした地域活動や、地域との協働の推進へつなげるための仕組みづくりを進める必要があります。
- 公民館や図書館は、幅広い市民を対象とした学習機会を提供する役割を担っています。
- 公民館では、若者世代や勤労世代等の利用の少ない層に向けた事業実施や地域生活課題等の解決に取り組む市民への学習機会の提供が課題となっています。
- 図書館では、市民のニーズに応えられる蔵書の充実を目指すとともに、すべての世代にとって魅力ある知の中心施設として、利用しやすい環境づくりを進める必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・ 教育計画
- ・ 図書館計画
- ・ 子ども読書活動推進計画

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 自主的な生涯学習活動の支援

自然環境、歴史、文化芸術、人材などの地域にある資源を活用し、市民の学習ニーズに応えるための多様な学習機会の充実に努めます。また、生涯学習に関する情報を発信するとともに、市民同士、団体同士の交流の場づくりを進めます。

② 公民館における学習機会の提供

地域生活課題や市民の学習ニーズの把握に努め、身近な場所での市民の主体的な学びを支援する学習機会を提供するとともに、公民館での学びを地域活動に活かす取り組みを進めます。そして地域における社会参加機会を増やすとともに、市民や自主グループ相互の関係が育まれるような交流の機会を提供し、つながりの強化をめざします。

③ 市民ニーズに対応した図書館環境の充実

子どもから高齢者まで幅広い年齢層や、図書館利用が困難な方も利用しやすい環境づくりを進め、すべての市民の読書活動を支援します。また、図書館以外で資料を所有している機関と連携し、資料の提供やデジタル化、レファレンスサービスの充実に努めます。

【主要事務事業】

※調整中

施策 15-2 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

【施策目標】

だれもがスポーツ・レクリエーション活動に気軽に親しみ、生涯を通じて健やかな心と体づくりに取り組めるまちをめざします。

【現状と課題】

- 健康維持に対する関心の高まりや東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、パラスポーツを含めたスポーツへの関心が高まっています。
- 市民一人ひとりが、ライフステージ・ライフスタイルに応じて、生活の中で気軽にスポーツを楽しめるよう、他分野が横断・連携してスポーツ振興に取り組むことが重要です。
- 市民それぞれのスポーツ実践を支える環境づくりに向け、学校施設の開放、企業・民間スポーツ施設や大学施設の利用促進・連携の検討、更には近隣自治体との相互利用を含め、スポーツ施設を確保していくことが必要です。あわせて、スポーツ施設の老朽化に伴う計画的な改修が課題となっています。
- パラスポーツやインクルーシブスポーツは、だれもが楽しめ、多様な人が一緒に楽しむことで、自然な形で障害のある人や体力がない人への理解を深めていくことが期待できます。推進にあたっては、スポーツ相談窓口等を活用した情報提供や身近な場所で実践できる環境づくりを進めることが必要です。

【関連する個別計画等】

- ・スポーツ推進計画

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 気軽に身近でスポーツに参加できる機会の充実

だれもが身近でスポーツできる環境づくりを進めるとともに、日常的に取り組めるスポーツの普及・啓発を図ります。また、市民がそれぞれの体力や技術などに応じてスポーツやレクリエーション活動ができるよう、スポーツ・運動施設指定管理者等と連携して、より親しみやすいスポーツプログラムの提供に努めます。

② スポーツを通じた地域の活性化の促進

地域の人々の交流の促進や一体感の創出が期待できるスポーツ大会や各種イベントの開催、総合型地域スポーツクラブの支援などにより、スポーツを通じた地域の活性化を図ります。

③ だれもが参加できるスポーツの推進

年齢、性別、障害の有無にかかわらず、すべての人が楽しむことができるパラスポーツ・インクルーシブスポーツの推進に取り組み、共生社会の実現を目指します。

【主要事務事業】

※調整中

施策 15-3 文化芸術の振興と文化財の保護

【施策目標】

文化芸術に触れる機会を充実させるとともに、文化財の保存・活用を通じて、地域の歴史や文化芸術を大切にすまちをめざします。

【現状と課題】

- 文化芸術は、創造性を育み、心を豊かにするだけでなく、生きがいを生み出し、新たな交流や人々との絆を作ります。また、文化財は、将来にわたって保存・活用していくべき貴重な財産です。
- 本市の歴史、文化芸術を伝え、未来につなぐ文化財の魅力を広く市内外に発信するとともに、より多くの市民が文化芸術や文化財に親しみ、文化芸術や文化財を通じた多様な人々のつながりを創出できる環境づくりが課題となっています。
- 文化芸術により生み出されるさまざまな価値を高め、文化芸術や文化財の活用をまちな魅力・にぎわい創出につなげるため、他分野との横断・連携した取組を推進する必要があります。
- 下野谷遺跡を含めた市内の多様な文化遺産を保管・公開するとともに、市民が主体的に活動できる拠点となる「地域博物館」の設置に向けた取組が課題となっています。

【関連する個別計画等】

- 文化芸術振興計画
- 文化財保存・活用計画
- 史跡下野谷遺跡保存活用計画
- 史跡下野谷遺跡整備基本計画

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組内容】

① 文化芸術の振興

保谷こもれびホールを拠点として、鑑賞の場や体験の機会を提供するとともに、市民が主体的に参加・活動できる環境づくりに取り組みます。

また、文化芸術活動の担い手の育成により、市民が主体的に行う文化芸術活動を支えるとともに、文化芸術活動を行う市民団体や個人による連携や交流の促進、福祉・スポーツ・産業・教育等他分野との連携により、文化芸術活動の拡大・活性化を図ります。

あわせて、地域の文化資源の発掘・活用等により文化芸術を通したまちづくりを推進します。

② 文化財の保存・活用

歴史、文化財に関連する資料の収集・整備・公開に取り組み、持続可能な保存・継承と、だれもがその価値を享受できる環境づくりを推進します。市民が文化財に触れる機会や文化財を活用した学習機会を提供するとともに、市民が主体的に文化財に関わる活動を支え、拠点となる地域博物館の設置について検討します。特に史跡下野谷遺跡については、文化財を活かした人づくり・まちづくりに向け、保存・活用を計画的に進めます。

【主要事務事業】

※調整中